

第3期阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画

阿賀野市成年後見制度利用促進基本計画

阿賀野市再犯防止推進計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

（案）

令和7年3月



はじめに

近年、少子高齢化や人口減少が進んでおり、また社会構造の変化により高齢者のみの世帯や核家族が増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症がもたらした生活様式の変化により地域のつながりが希薄になり、ひきこもり、孤独死、虐待等の地域課題が顕在化し、福祉のニーズは複雑かつ多様化しております。



このような課題を解決するため、平成 30 年に施行された改正社会福祉法では『我が事・丸ごと』の地域づくり」「包括的な支援体制の整備」により地域共生社会の実現を図ることとされ、これに向けた地域福祉の取組みが求められています。

本市では令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期阿賀野市地域福祉計画・第 2 期阿賀野市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の増進に努めてきました。

この度計画の見直しに合わせて、令和 7（2025）年からの 5 か年の取組みについて「第 3 期阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「つながりを大切に、世代を超えて支え合うまち“あがの”」を基本理念として、より一層地域福祉を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、阿賀野市地域福祉計画策定委員をはじめ御尽力いただきました皆様、また、アンケートに御協力いただきました市民の皆様及び自治会長の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

阿賀野市長 加藤 博幸

はじめに

阿賀野市社会福祉協議会では、これまで「第2期阿賀野市地域福祉計画・阿賀野市地域福祉活動計画」に基づき、その基本理念である「市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともに作り、笑顔のあふれる阿賀野市の実現」に向け地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



一方で、阿賀野市においても人口減少、少子高齢化や核家族化、個人の価値観の多様化により地域住民のつながりが希薄となり、地域における担い手不足により支えあいの基盤が弱まっています。

「支える側」の減少と「支えられる側」の増加している現状では「支える側」だけに頼るだけでは課題の解決は困難であり、支え合う取組みに向けて自助・互助・共助・公助それぞれの役割の強化と連携を図らなければなりません。

この度、その想いを込めて地域福祉活動計画の見直しを行い、第3期計画を策定いたしました。新たな基本理念である「つながりを大切に、世代を超えて支え合うまち“あがの”」のもと、地域住民の皆さまをはじめ、行政、関係機関の皆さまと共に地域福祉を推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

令和7年3月

阿賀野市社会福祉協議会長 片桐 正夫

目 次

	頁
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 地域共生社会の実現と地域福祉について.....	4
3 地域福祉における地域の範囲.....	5
4 計画の法的根拠と位置付け.....	5
(1) 地域福祉計画について	5
(2) 計画の位置付けと「地域福祉活動計画」の関係性.....	5
5 関連諸計画との関係.....	6
6 計画の期間.....	7
7 計画の策定体制.....	7
(1) 市民アンケート調査	7
(2) 阿賀野市地域福祉計画策定委員会	7
(3) 阿賀野市社会福祉協議会	7
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1 データからみた阿賀野市.....	8
(1) 人口	8
(2) 人口動態	9
(3) 世帯等の状況	10
(4) 障がい者の状況	12
(5) 子どもの状況	13
(6) 地域活動等の状況	15
2 市民アンケート調査.....	17
(1) 調査概要	17
(2) 主な調査結果	18
3 前期（第2期）計画における取組みの振り返り.....	27
4 市の地域福祉をめぐる課題.....	28
(1) 支援を必要とする人が確実に相談につながる仕組みづくり.....	28
(2) 複雑化・多様化する地域福祉課題に対応する関係機関との連携強化.....	28
(3) 地域活動の促進	28
(4) 地域交流の促進・福祉教育の充実	28
(5) 安心して地域で生活できる体制の拡充	29
(6) 安全・安心なまちづくりの推進	29
第3章 計画のめざすところ.....	30
1 基本理念.....	30
2 基本目標と重点施策.....	30
3 計画の体系.....	32

第4章 施策の展開	34
基本目標1 みんながつながり、一緒に取り組むまちづくり	34
重点施策1－(1) 様々な生活課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築します	34
重点施策1－(2) 支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供を行います	36
重点施策1－(3) それぞれの活動をつなぐ仕組みづくりを支援します	38
基本目標2 みんなが自分らしく輝ける希望のあふれるまちづくり	40
重点施策2－(1) 地域福祉への関心や理解を深めます	41
重点施策2－(2) 地域福祉活動の担い手づくりを進めます	42
基本目標3 みんながお互いに支え合うまちづくり	44
重点施策3－(1) 地域に根差した支え合いの仕組みづくりを進めます	44
重点施策3－(2) 世代を超えて参加できる地域福祉活動の充実を図ります	46
基本目標4 みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり	48
重点施策4－(1) 災害の備えや見守り体制を強化し、安心・安全な地域づくりを進めます	48
重点施策4－(2) 自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります	50
重点施策4－(3) 権利擁護及び成年後見制度の利用促進に対する支援を進めます	52
阿賀野市成年後見制度利用促進基本計画	52
1 計画策定の背景と目的	52
2 計画の位置付け	55
3 成年後見制度を取り巻く現状と今後の施策	55
(1) 市民アンケート調査結果	55
(2) 本市の状況	57
重点施策4－(4) 犯罪をした人等に対する再犯防止の支援を進めます	61
阿賀野市再犯防止推進計画	61
1 計画策定の背景と目的	61
(1) 計画策定の背景	61
(2) 計画策定の趣旨	61
2 計画の位置付け	61
3 再犯防止を取り巻く現状と今後の施策	62
(1) 市民アンケート調査結果	62
□□□ 施策の達成に向けて □□□	68
□□□ 成果指標 □□□	68
第5章 計画推進のために	70
1 住民の取組み	70
2 地域団体、関係団体、関係機関等の取組み	70
3 市の役割	70
4 社会福祉協議会の役割	70
5 計画の周知及び普及啓発	70
6 計画の進行管理と評価	71

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や社会構造の変化により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、貧困やひきこもり等人々が生活をするうえでの課題は複雑化かつ複合化しています。

また、ひきこもりのように、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間にいる人も増加しています。

さまざまな生活課題を抱えた人たちが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、市民や社会福祉法人、ボランティア及びNPO等の市民活動団体と、行政が連携・協力し、対応していくことが求められています。

平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

本市では、令和2(2020)年3月に「第2期阿賀野市地域福祉計画・第2期阿賀野市地域福祉活動計画」を策定し、「市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともに作り、笑顔のあふれる阿賀野市の実現」を基本理念に位置付け各種施策を展開して、地域福祉の増進に努めてきました。

市、社会福祉協議会、地域が連携や支援体制を強化し、この「地域共生社会」の実現にむけた取組みを推進するため、次期計画も市と社会福祉協議会の一体的な計画として「第3期阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

また、近年SDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)について言及されることが多くなってきました。

SDGsは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs採択から数年を経て、日本国内でもその認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でも浸透してきています。

国は平成28(2016)年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しており、本市においても、その目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などが地域福祉に特に関連の深いものであり、本計画の推進がSDGsの目標にも資するといえます。

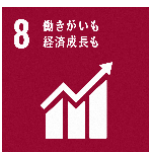


出典：国際連合広報センター

以上のことから、この計画推進の視点のひとつとして「SDGsを踏まえた取組み」を掲げ、本計画中の施策においてSDGsを念頭に取り組んでいきます。

これまでの取組みの成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑み、新たに「地域共生社会」の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組みを明らかにしていくものとして、本計画を策定します。

なお、SDGsのうち、地域共生社会の実現に向けた取組みとの関係性が特に深いものは、次のとおりです。

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組みの方向性
 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを図る
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2 地域共生社会の実現と地域福祉について

「第2期阿賀野市地域福祉計画・第2期阿賀野市地域福祉活動計画」（以降、「前期計画」とします。）では、「市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともに作り、笑顔のあふれる阿賀野市の実現」を目指し、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。本計画においては、前期計画の成果と課題を明確にした上で、地域のさまざまな団体と連携を深め、地域と市がより一体となり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、さまざまな取組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、ヤングケアラー、8050 問題、ダブルケア等、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の分野を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置づけられました。本計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、本市らしい包括的な支援体制のあり方等について検討する必要があります。

なお、「地域福祉」とは、特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人が、安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者等が協働して地域生活課題を解決するための関係づくりや活動を行うことです。地域の支え合いによる福祉ともいえます。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの主体的な活動（自助）、近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互助）、制度化された地域ぐるみでの助け合いや支え合い（共助）、行政が行う公的支援（公助）の連携や協力体制を築くことが必要です。

本市においては、地域に暮らす住民やご近所、さまざまな団体、市役所等が調和のとれた施策を展開し、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組みを推進します。



3 地域福祉における地域の範囲

地域福祉を進めていく上で、「地域」の捉え方は、地域の課題や取組みの大きさにより、その時々で異なります。

例えば、地域生活課題によっては、小規模な地域では解決が困難な場合もあれば、住んでいる場所にとらわれない助け合いや支え合いの活動もあります。

本計画における「地域」は、固定的、限定的なものと捉えるのではなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えています。

4 計画の法的根拠と位置付け

(1) 地域福祉計画について

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する計画となっています。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容としています。

また、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉の上位計画に位置付けられています。

◆ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置付けと「地域福祉活動計画」の関係性

本計画は、阿賀野市総合計画を上位計画とし、他の保健福祉医療に関する個別・分野別計画における地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性を定める中間的な計画として位置づけるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」と連携・協力を図ります。

なお、地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」のほか、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」は地域福祉の推進のため、市町村が行政計画として策定するもので「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として『地域共生社会づくり』を目指すための「理念」と「しくみ」を作る計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活

動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

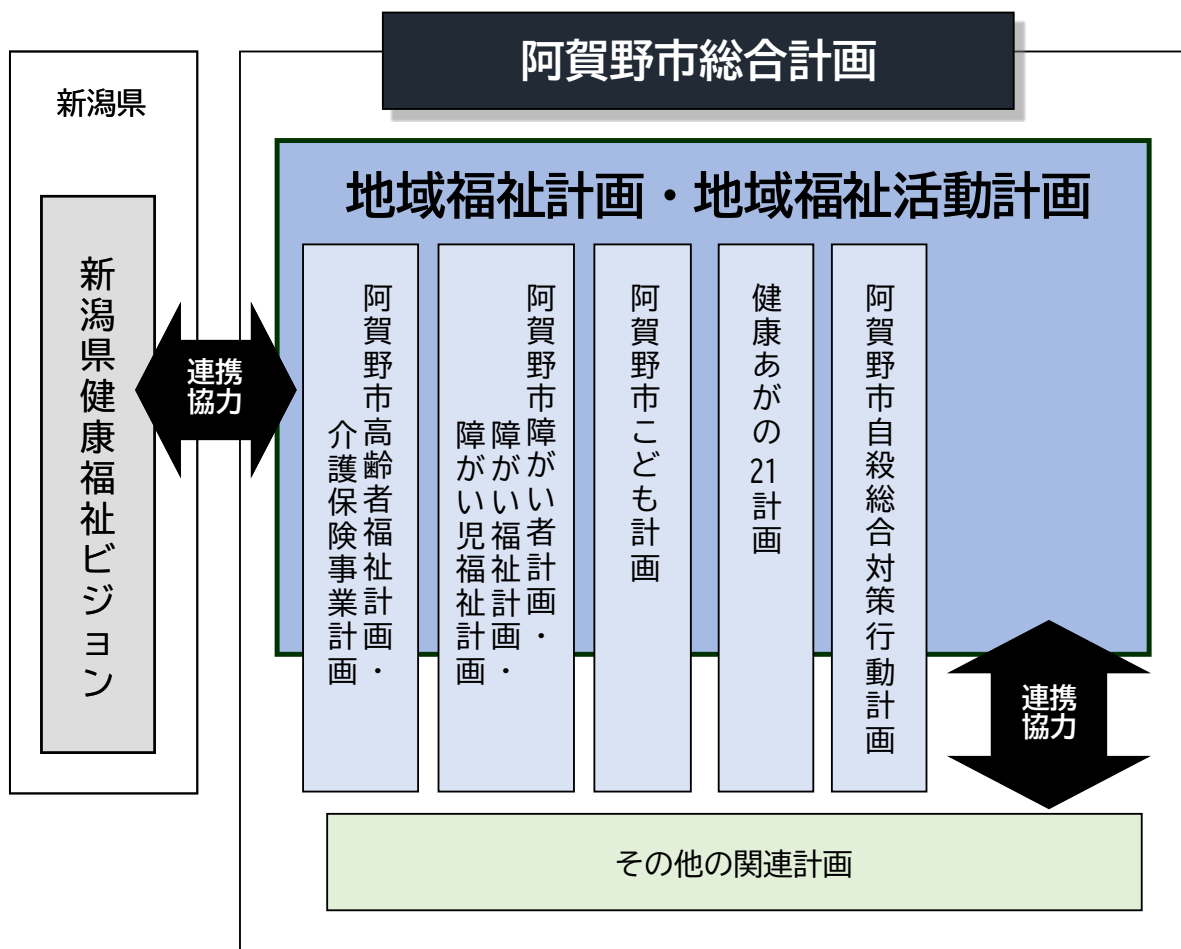
つまり、地域福祉を進める上での市全体の「理念」や「しくみ」をつくる計画が『地域福祉計画』であり、それを実現、実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が『地域福祉活動計画』です。

本市では、両計画において地域課題を共有し、双方が補強、補完しながら連携した事業を展開していくために、一体的な計画として策定します。

加えて、本計画は、地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守り、安心安全な暮らしを支える環境づくりや犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう社会体制を推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める『成年後見制度利用促進基本計画』と『再犯防止推進計画』を包含するものです。

5 関連諸計画との関係

施策の展開は、「阿賀野市総合計画」をはじめ、「阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「阿賀野市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「阿賀野市こども計画」「健康あがの21計画」「阿賀野市自殺総合対策行動計画」他の福祉・保健分野における各計画と特に整合性を図りながら推進していきます。



6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間です。

計画の名称	～令和6年度 （～2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	令和12年度 （2030年度）
阿賀野市総合計画	基本計画 2021～2024	次期計画 令和7（2025）年度～令和14（2032）年度					
阿賀野市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第2期 令和2年度 ～令和6年度	第3期 令和7年度～令和11年度					次期計画

7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、阿賀野市地域福祉計画策定委員会及び関係部署において、検討・調整を図りました。

（1）市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加等の意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から抽出した 20 歳以上の男女 2,000 人及び阿賀野市の各自治会長 282 人を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）阿賀野市地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画を策定・推進するため、学識経験者、保健医療機関、福祉関係機関等の代表者等を委員とする阿賀野市地域福祉計画策定委員会を設置し、本計画について審議をお願いしました。

（3）阿賀野市社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 データからみた阿賀野市

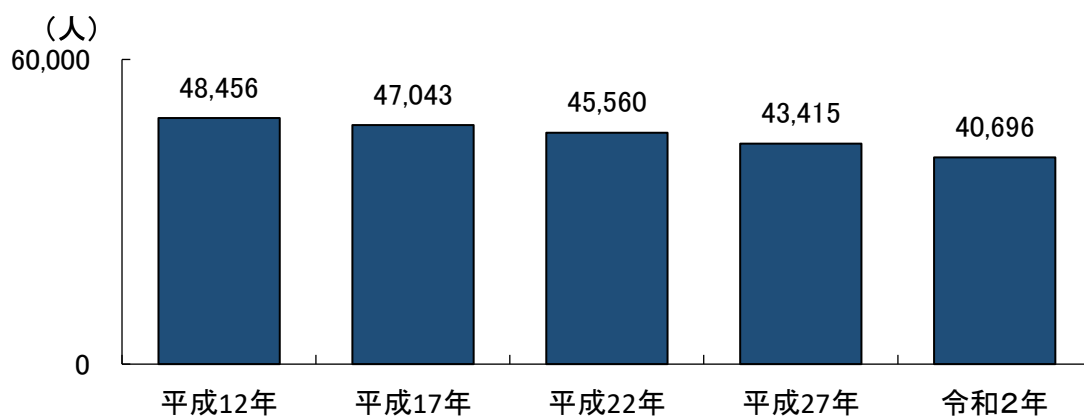
(1) 人口

①人口の推移

本市の人口は、減少を続けており、令和2（2020）年の国勢調査では40,696人となっています。

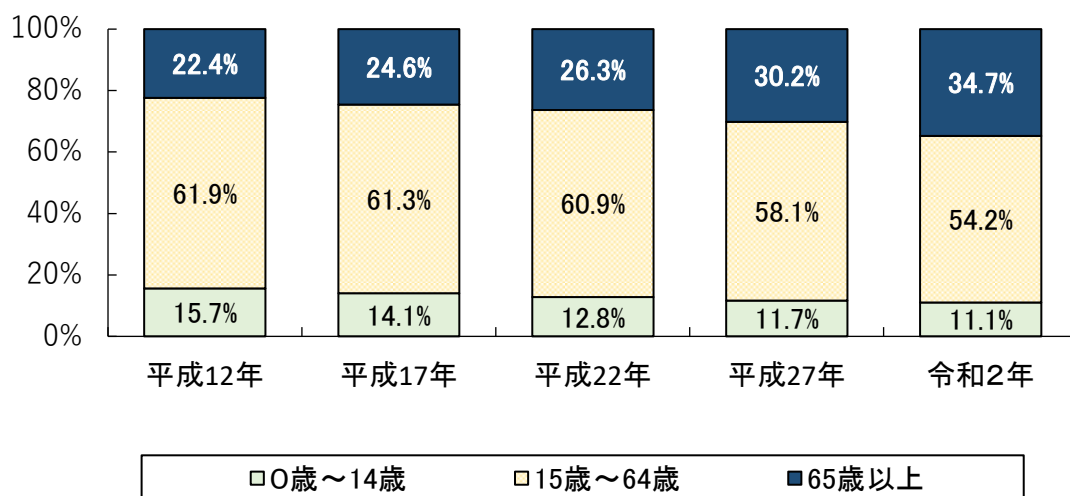
年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向にあり、令和2（2020）年は推計で34.7%となっています。

◆人口の推移



[資料] 国勢調査

◆人口の年齢階層別割合の推移

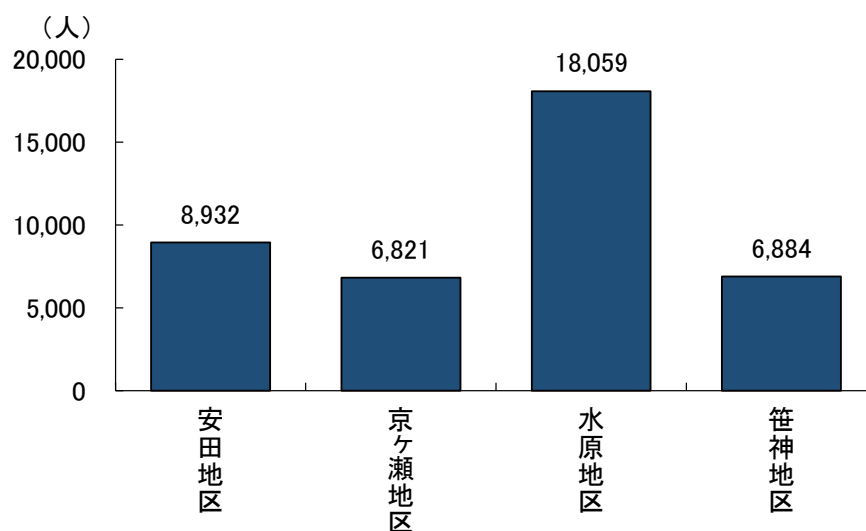


[資料] 国勢調査

②地区別の人口

令和2（2020）年の本市の人口は、水原地区が18,059人と最も多く、次いで安田地区が8,932人、笹神地区の6,884人、京ヶ瀬地区の6,821人と続いています。

◆地区別の人口



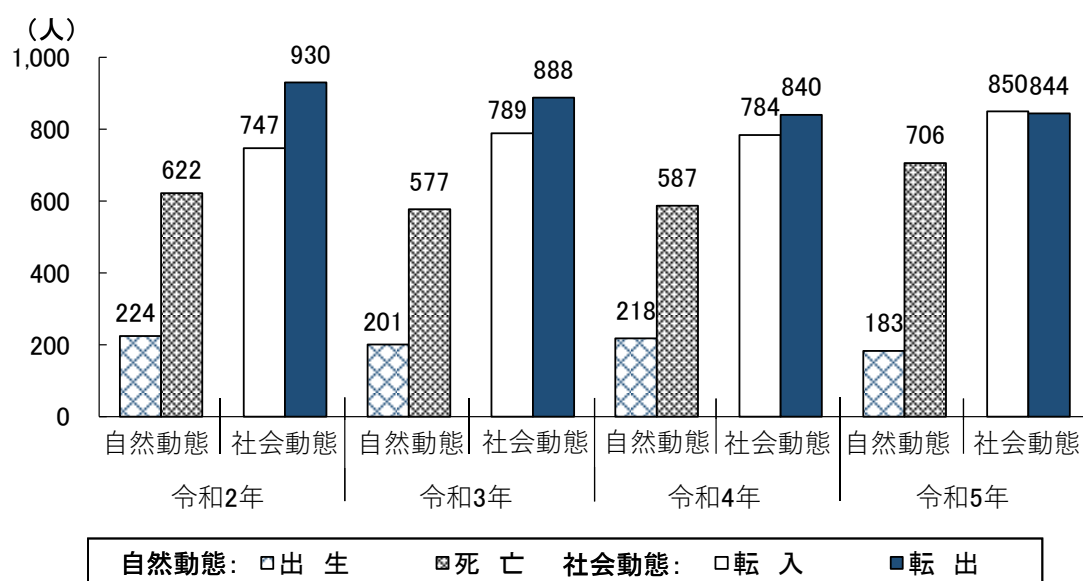
[資料] 国勢調査

（2）人口動態

自然動態を見ると、死亡が出生を大きく上回って推移しており、令和5（2023）年は523人の減少となっています。

社会動態は、転出が転入を上回って推移していましたが、令和5（2023）年は転入が転出を上回り6人の増加となっています。

◆人口動態



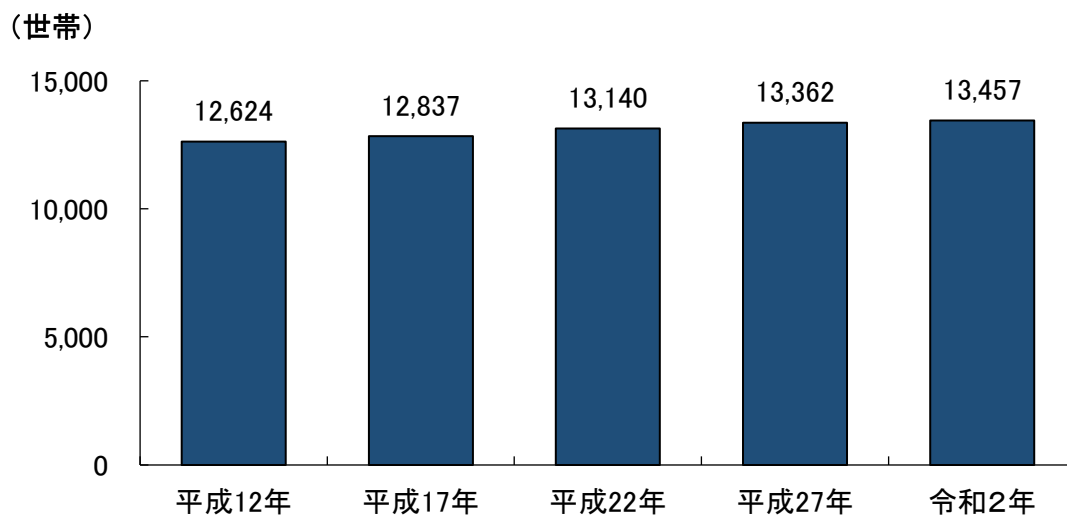
[資料] 新潟県人口移動調査

(3) 世帯等の状況

①世帯数の推移

本市の世帯数は、令和2（2020）年で13,457世帯となっています。

◆世帯数の推移

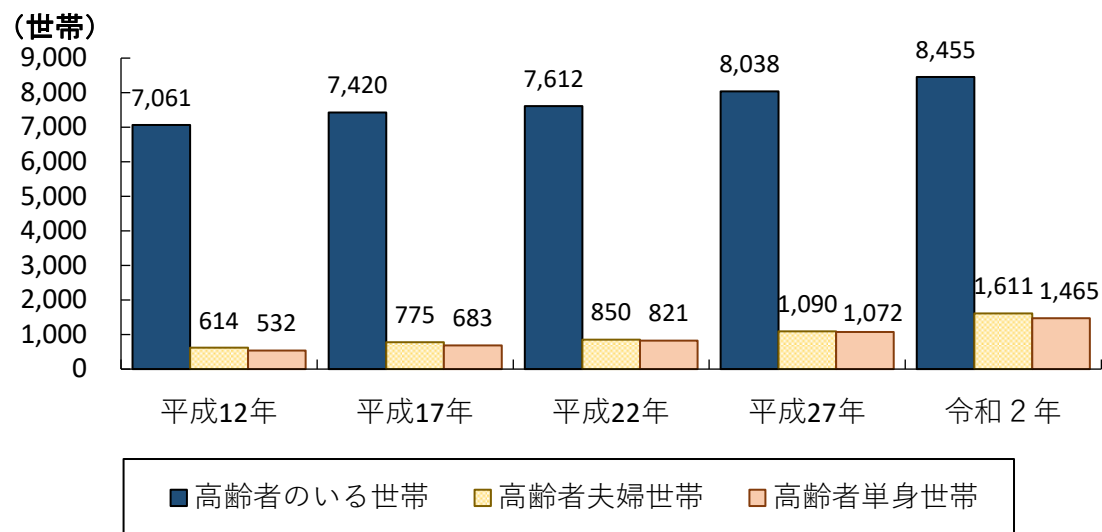


[資料] 国勢調査

②高齢者世帯数の推移

本市の高齢者のみの世帯数は明らかな増加傾向にあります。

◆高齢者世帯数の推移



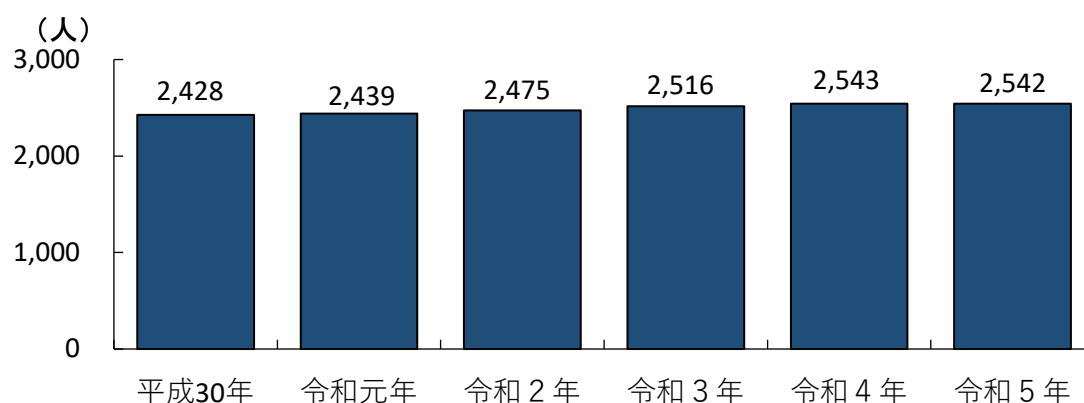
[資料] 国勢調査

③要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要介護（要支援）認定者数は2,400人台～2,500人台で推移しています。

※要介護（要支援）認定者：介護保険制度において、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）であると認定された人。認定及び程度の判定は、市の設置する介護認定審査会が行う。なお、要介護（要支援）認定は、介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定められている。

◆要介護（要支援）認定者数の推移

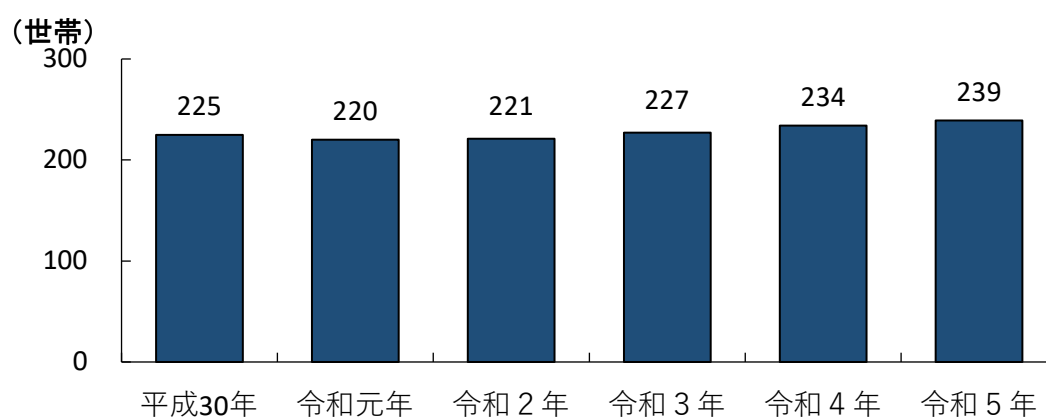


[資料] 阿賀野市高齢福祉課統計資料

④生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数は、微増傾向にあり、令和5（2023）年は239世帯となっています。

◆生活保護世帯数の推移

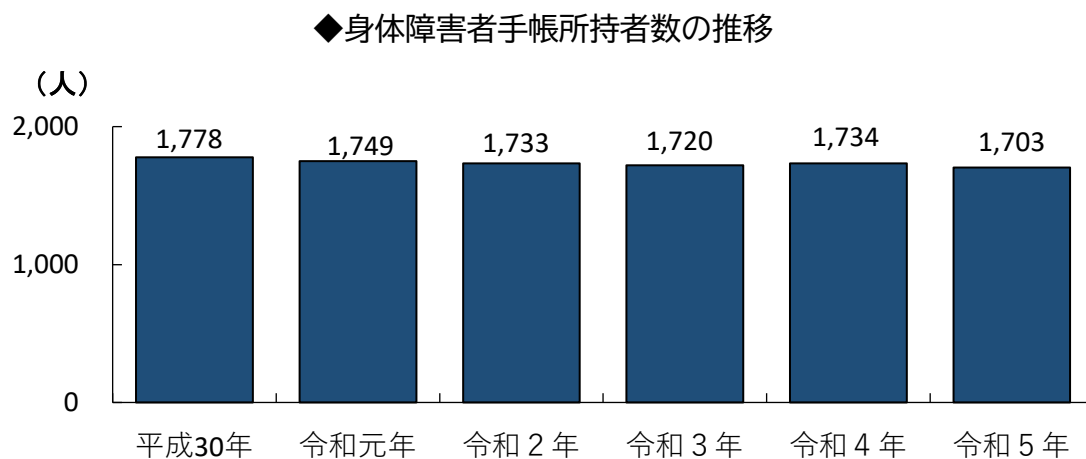


[資料] 阿賀野市社会福祉課統計資料

(4) 障がい者の状況

①身体障がい者数の推移

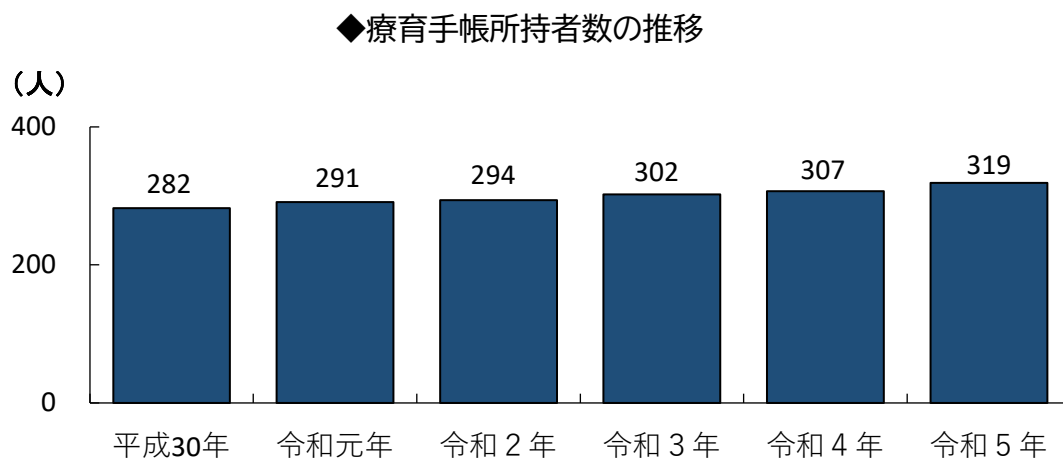
本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあり、令和5（2023）年は1,703 人となっています。



[資料] 阿賀野市社会福祉課統計資料より

②知的障がい者数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は319 人となっています。

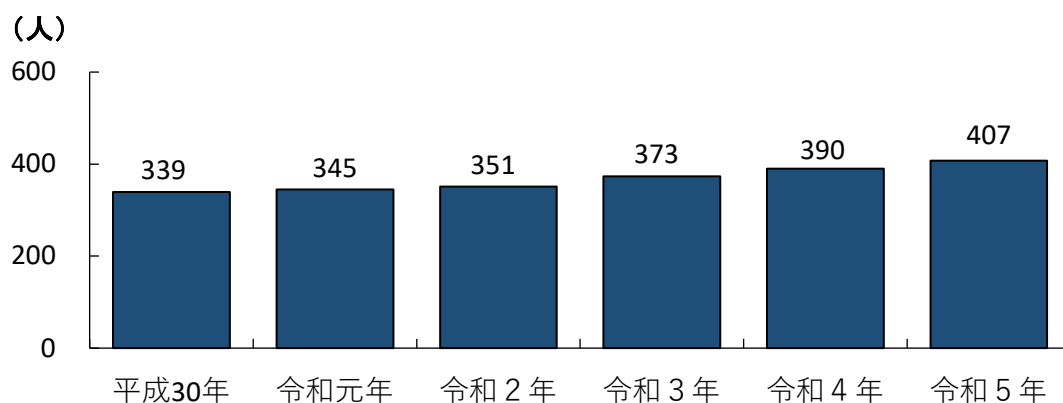


[資料] 阿賀野市社会福祉課統計資料

③精神障がい者数の推移

本市の精神保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年は407人となっています。

◆精神保健福祉手帳所持者数の推移



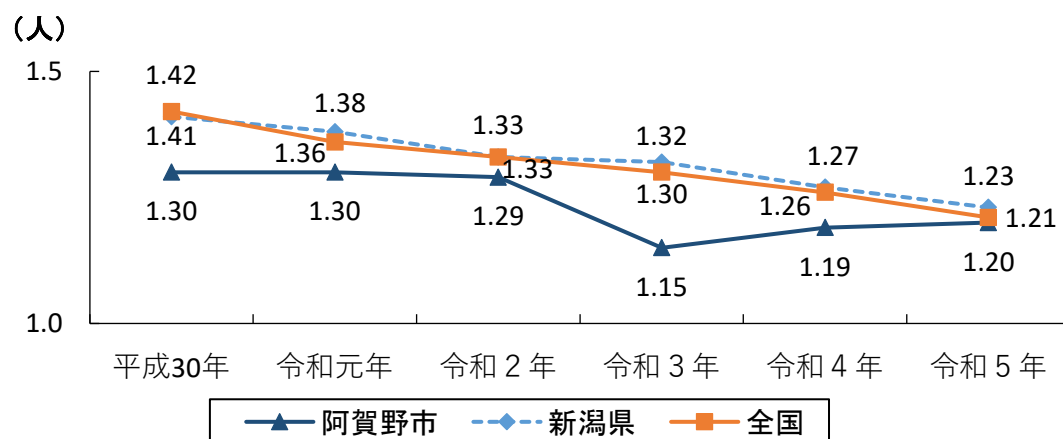
[資料] 阿賀野市社会福祉課統計資料

（5）子どもの状況

①合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は令和3（2021）年に1.15まで低下しましたが、令和5（2023）年には1.20まで再び上昇しています。

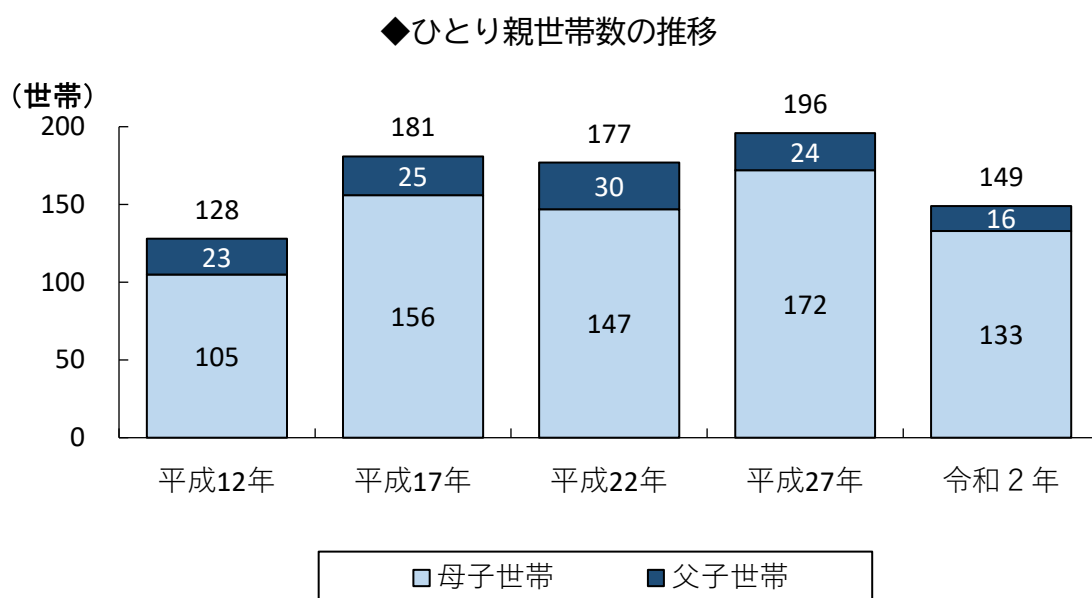
◆合計特殊出生率の推移



[資料] 新潟県福祉保健年報

②ひとり親世帯数の推移

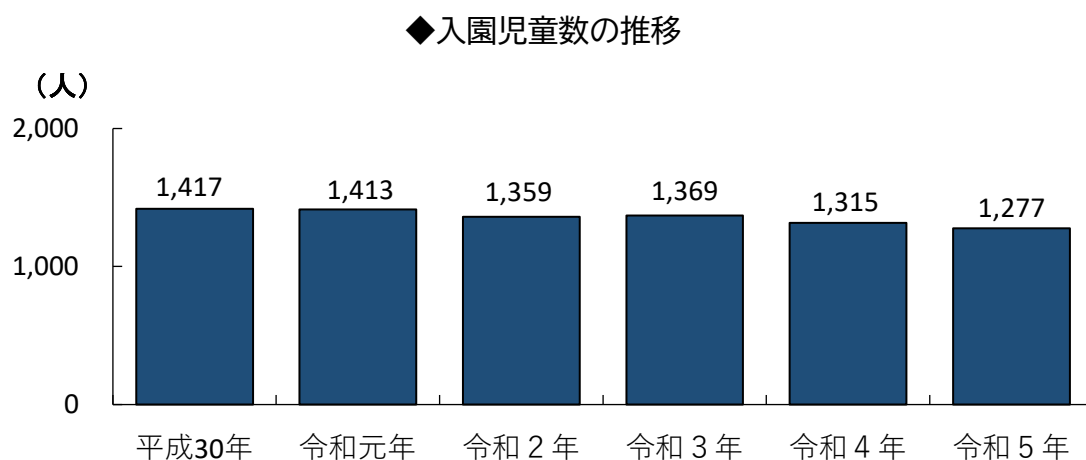
本市のひとり親世帯は令和2（2020）年で149世帯となっています。父子世帯は緩やかな減少傾向にあります。母子世帯は増加傾向にありましたが、令和2年は5年前（平成27年）よりも大幅に減少しました。



〔資料〕国勢調査

③入園児童数の推移

本市の入園児童数は出生数の減少により減少傾向にあり、令和2（2020）年は5年前（平成27年）より1割程度減少しています。



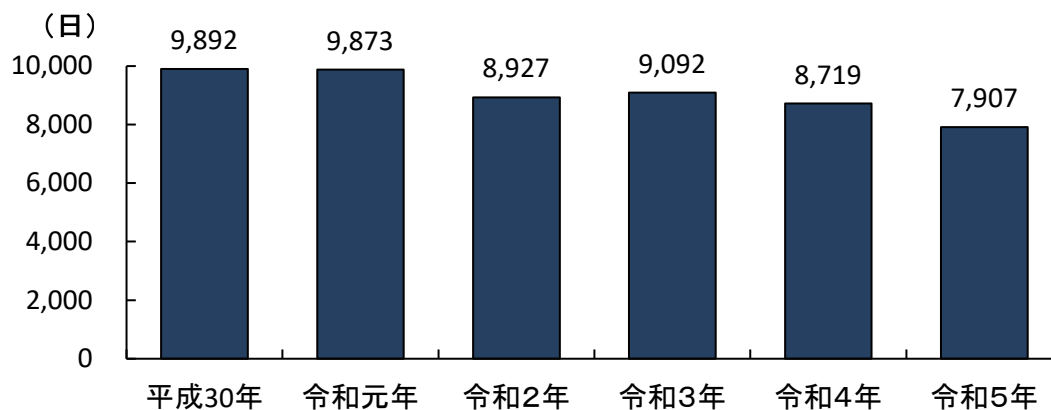
〔資料〕阿賀野市社会福祉課統計資料

(6) 地域活動等の状況

①民生委員・児童委員の状況

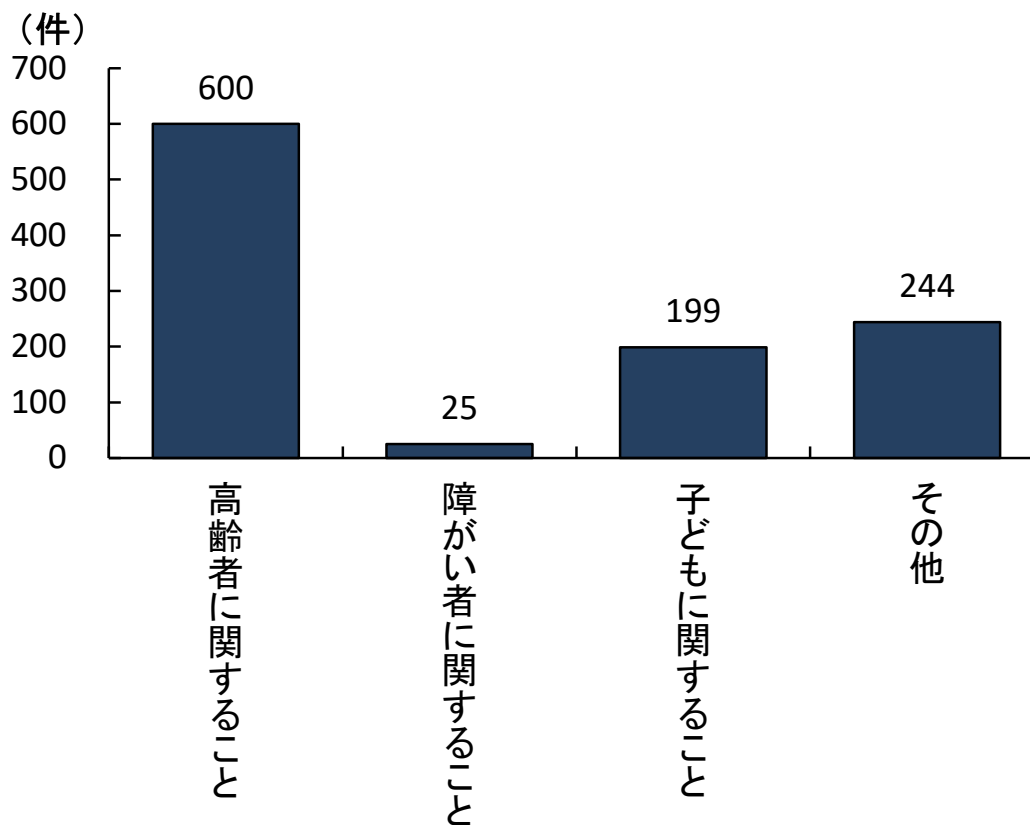
本市の民生委員・児童委員は令和5（2023）年度末現在 96 名が活動しています。
令和5（2023）年実績では年間延べ活動日数は7,907 日となっています。
その主な相談内容は高齢者に関することが抜き出て多くなっています。

◆民生委員・児童委員の延べ活動日数



[資料] 阿賀野市社会福祉課統計資料

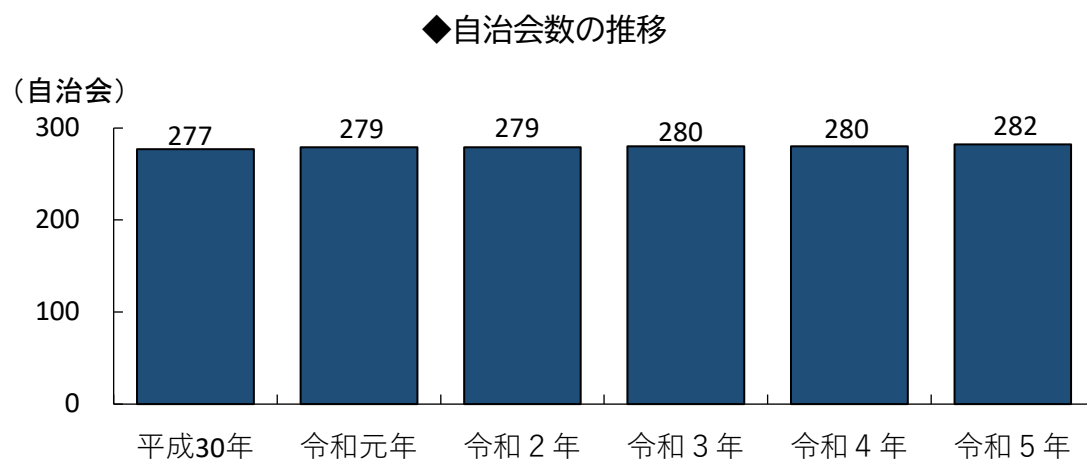
◆内容別相談件数



[資料] 阿賀野市社会福祉課統計資料

②自治会の状況

本市の自治会数は住宅地造成により年々増加しており、令和5（2023）年度末は282団体となっています。



[資料] 阿賀野市総務課統計資料

2 市民アンケート調査

調査の概要及び主な結果について抜粋し、掲載しました。

(1) 調査概要

「第3期阿賀野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するにあたり、市民の地域福祉等に関する現状や課題、意識を把握し、基礎資料とするため、市がアンケート調査を実施しました

※アンケート調査結果の詳細については、市ホームページに掲載しています。

①実施方法及び実施時期

調査は郵送配布、郵送回収方式で、令和6年2月1日～2月22日（調査票上の実施期間）に行いました。

②調査対象及び有効回答数・有効回収率

調査対象は以下の2種で行い、総計2,282件を配布し、総計1,165件の有効回答（有効回収率51.1%）がありました。

調査対象 (抽出方法)	配布数	有効回答数	有効回収率
①20歳以上の阿賀野市民 (住民基本台帳による無作為抽出)	2,000	1,165	51.1%
②阿賀野市の各自治会長 (令和5年12月1日現在)	282		
参考：前回調査	2,277	1,088	47.8%

③集計・分析にあたって

図表中の「n」とは回答者総数（または該当者質問での該当者数）のことで、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数です。

数値(%)は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しないことがあります。

図表中の数値(%)の合計と分析文中の数値(%)の合計は、数値(%)を単位未満四捨五入している影響により一致しないことがあります。

複数回答の場合、回答者総数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超えることがあります。

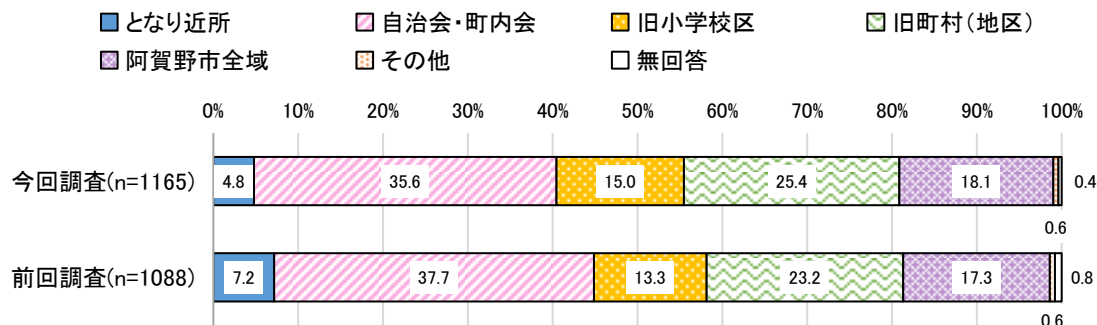
本文において、グラフ等の図や表中に掲載した内容のうち、5%水準で統計的に有意ではない結果については、割愛しています。

本文及びグラフ等の図や表中、意味を損なわない範囲で簡略化した選択肢があります。

(2) 主な調査結果

①地域と感ずる範囲

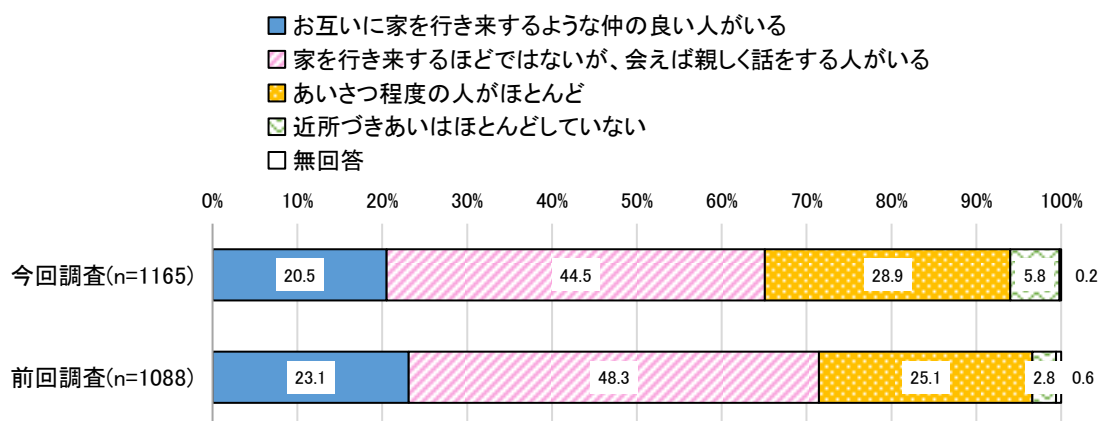
問 あなたにとって「地域」と感ずるのはどれくらいの範囲ですか。(1つに○)



「地域」と感ずる範囲に関して、最も多い回答は「自治会・町内会」が 35.6%で、次いで「旧町村(地区)」が 25.4%、そして「旧小学校区」が 15.0%となっています。前回調査と比較して、「となり近所」や「自治会・町内会」の認識は減少し、一方で「旧小学校区」から「阿賀野市全域」といったより広範な範囲の認識は増加しています。

②近所とのつきあい方

問 あなたは、ふだんどのような近所づきあいをしていますか。(1つに○)

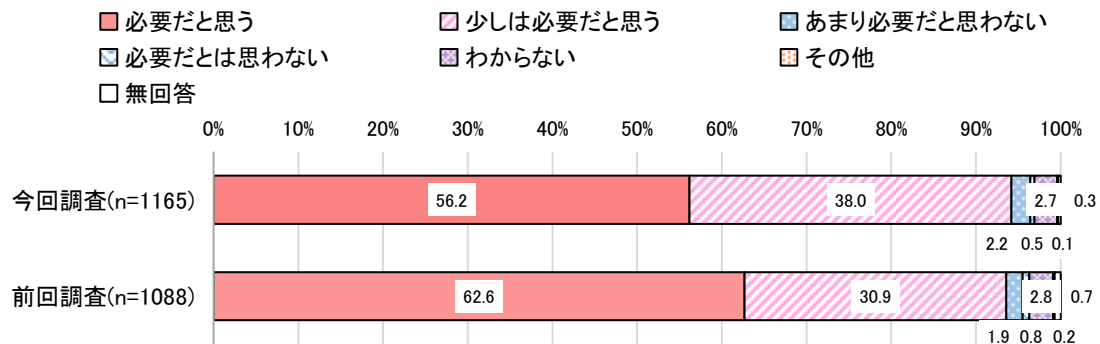


近所とのつきあい方に関して、「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がある」の回答が最も多く、44.5%を占めました。次いで「あいさつ程度の人ほとんど」が 28.9%、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がある」が 20.5%と続きます。

前回調査と比較すると、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がある」や「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がある」は減少し、「あいさつ程度の人ほとんど」が増加しています。

③自主的な支え合い、助け合いの必要性

問 地域で暮らす住民どうしの自主的な支え合い、助け合いについて、どのように思いますか。(1つに○)

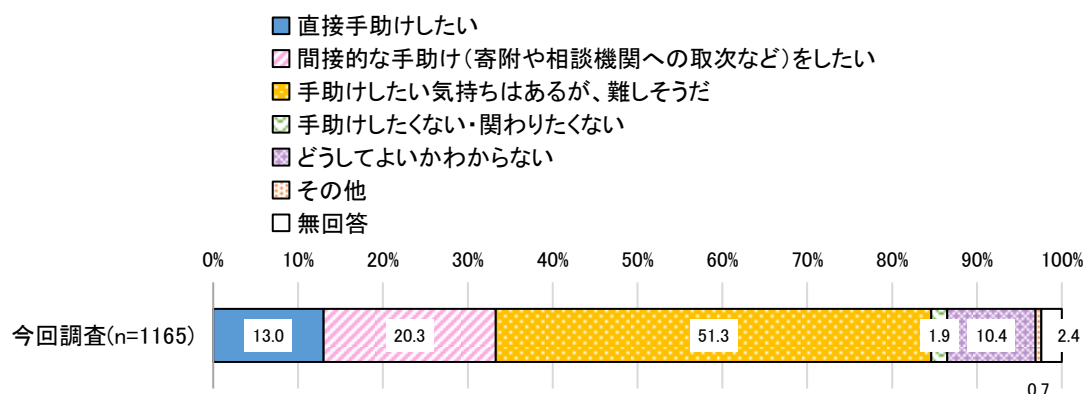


地域住民間の自主的な支え合い、助け合いについての必要性に関して、「必要だと思う」の回答が 56.2%で最も多く、次いで「少しは必要だと思う」が 38.0%となっています。

前回調査に比べ、「必要だと思う」の割合は 6.4 ポイント減少し、「少しは必要だと思う」の割合が 7.1 ポイント増加しています。

④地域の方が生活上の困りごとを抱えていることが判明した場合の対応

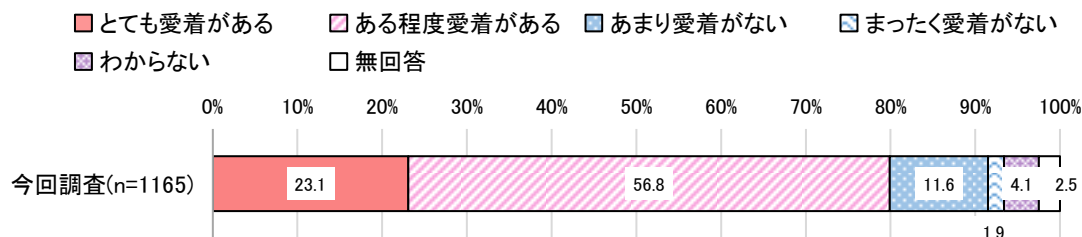
問 近所や地域の方が加齢、障がい、病気などで生活上の困りごとを抱えていることがわかった場合、あなたはどうしますか(どう考えますか)。あなたのお気持ちに最も近いものを教えてください。(1つに○)



「手助けしたい気持ちはあるが、難しそうだ」が最も多く、51.3%を占めています。次に「間接的な手助け(寄附や相談機関への取次など)をしたい」の回答が 20.3%、「直接手助けしたい」の回答が 13.0%です。

⑤地域への愛着

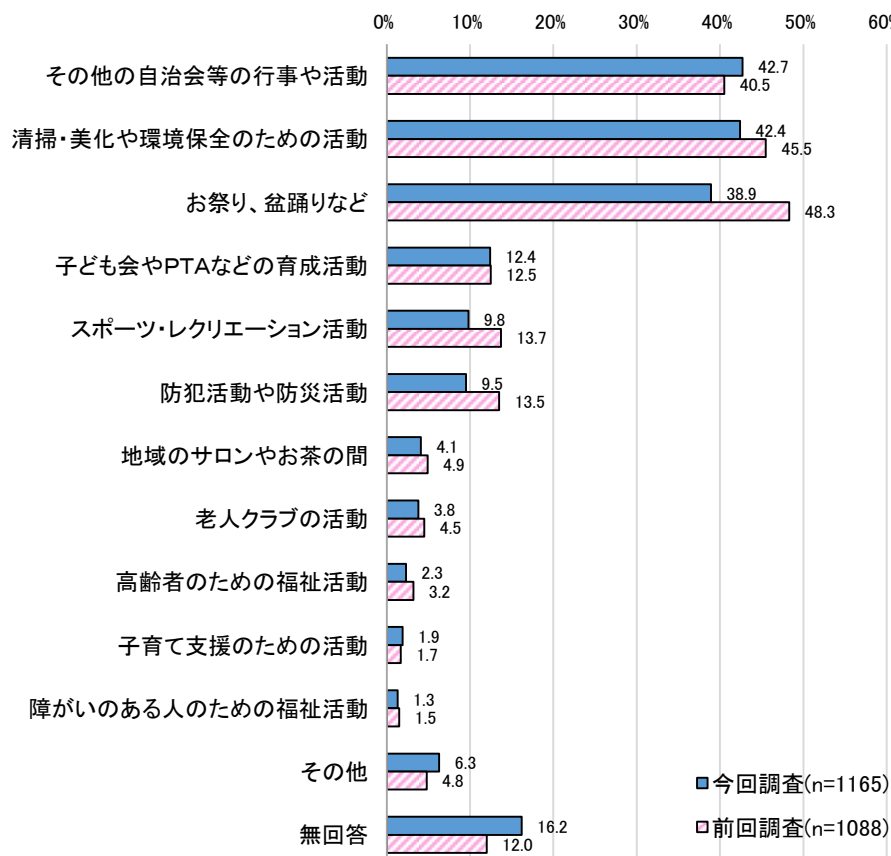
問 あなたは、お住まいの地域に愛着をお持ちですか。(1つに○)



地域に対する愛着に関して、「ある程度愛着がある」の回答が 56.8%で最も多く、次に「とても愛着がある」の回答が 23.1%です。

⑥地域行事や活動等への参加状況

問 お住まいの地域で行われている行事や活動などに参加していますか。
(あてはまるものすべてに○)

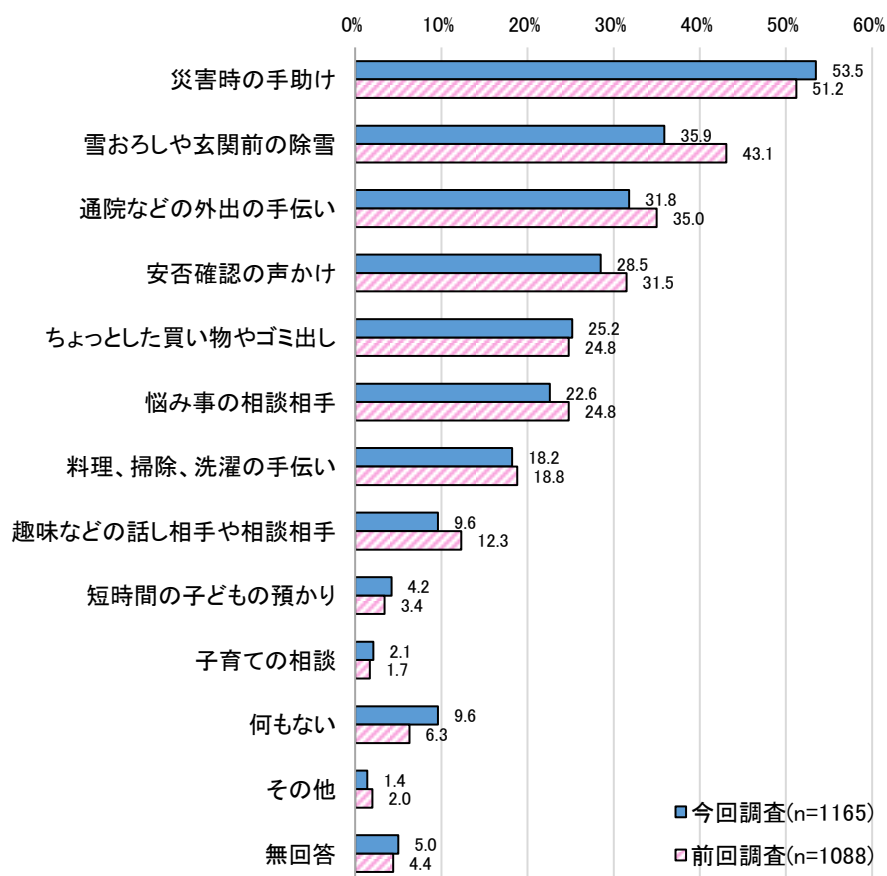


参加している地域行事や活動等に関して、「その他の自治会等の行事や活動」の回答が 42.7%で最も多く、次いで「清掃・美化や環境保全のための活動」の回答が 42.4%、「お祭り、盆踊りなど」の回答が 38.9%となっています。

前回調査と比較して、「お祭り、盆踊りなど」の割合は 9.4 ポイント減少し、「清掃・美化や環境保全のための活動」や「スポーツ・レクリエーション活動」、「防犯活動や防災活動」等も 3～4 ポイント程度減少しています。

⑦自身が不自由になった際に求める支援

問 あなたが日常生活で不自由になった場合、地域で何をして欲しいですか。
(あてはまるものすべてに○)

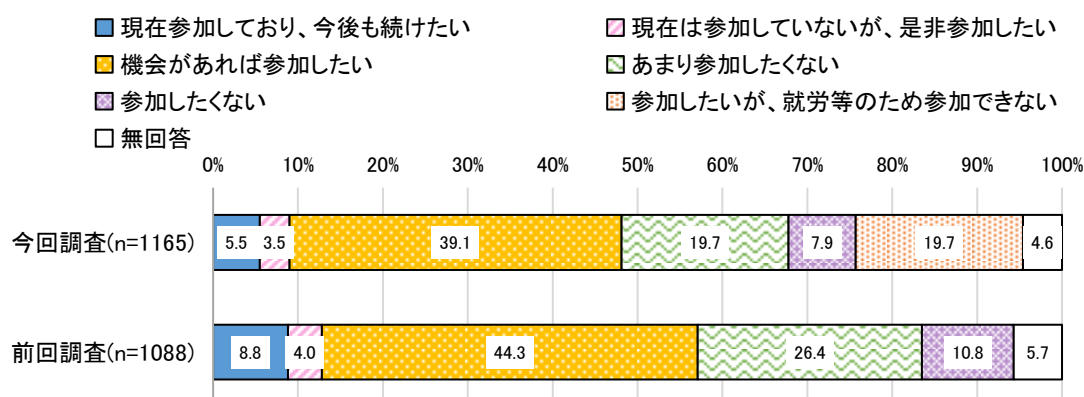


不自由になった際に求める支援では、「災害時の手助け」の回答が 53.5%で最も多く、次いで「雪おろしや玄関前の除雪」が 35.9%、「通院などの外出の手伝い」が 31.8%で続きます。

前回調査との比較では、「災害時の手助け」が前回 51.2%から今回 53.5%へと若干の増加が見られます。一方で、「雪おろしや玄関前の除雪」は前回 43.1%から今回 35.9%へと減少しており、地域の気候や季節の変化又は人々の対応能力に変化があるかもしれません。また、「通院などの外出の手伝い」も前回 35.0%から今回 31.8%へと減少しています。

⑧ボランティア活動への参加意向

問 あなたは、ボランティア活動に参加したいと思いますか。(1つに○)

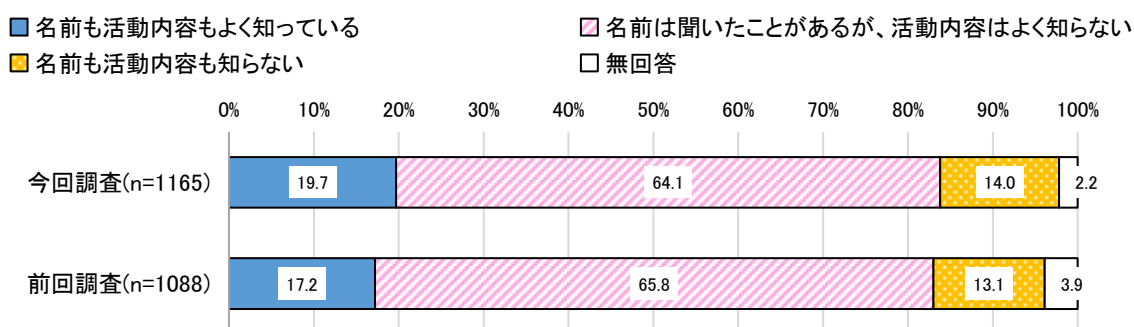


ボランティア活動への参加意向について、最も多い回答は「機会があれば参加したい」で 39.1%、次いで「参加したいが、就労等のため参加できない」と「あまり参加したくない」がともに 19.7%となっています。

前回調査から「機会があれば参加したい」の割合が 5.2 ポイント減少し、「あまり参加したくない」の割合が 6.7 ポイント増加しています。

⑨社会福祉協議会の活動に関する認識

問 社会福祉協議会の活動について知っていますか。(1つに○)

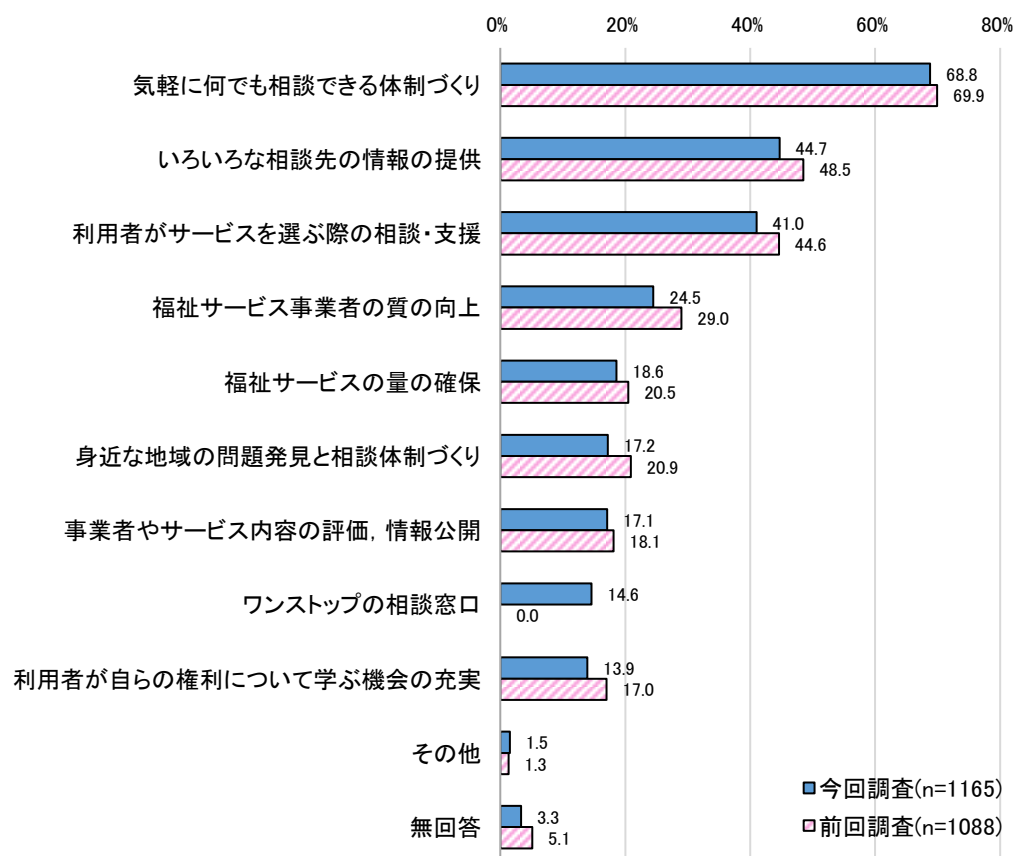


社会福祉協議会の活動についての認識では、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」の回答が 64.1%と最も多く、次に「名前も活動内容もよく知っている」が 19.7%、「名前も活動内容も知らない」が 14.0%となっています。

前回調査と比較すると、「名前も活動内容もよく知っている」と回答した割合は前回の 17.2%からわずかに増加しており、認知度が若干向上しています。

⑩福祉サービスの提供に必要なと思われること

問 高齢者や障がいのある人、子ども、子育てをしている人などが必要な福祉サービスを受けることができるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

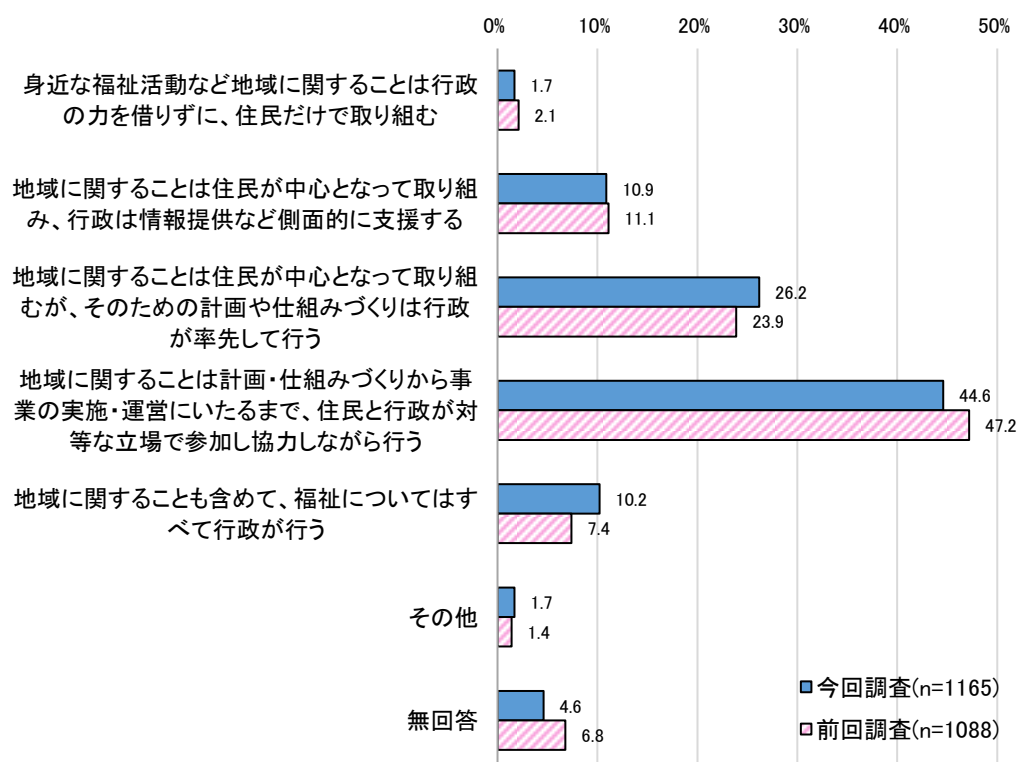


福祉サービスの提供に必要なと思われる事項として、「気軽に何でも相談できる体制づくり」の回答が 68.8%で最も多く、次いで「いろいろな相談先の情報の提供」が 44.7%、「利用者がサービスを選ぶ際の相談・支援」が 41.0%と続いています。

前回調査と比較して、「気軽に何でも相談できる体制づくり」は若干減少していますが、依然として非常に高い要望を集めています。

⑪地域と行政との協力・連携のあり方

問 福祉をはじめとして、地域の中のさまざまな課題を解決し、よりよい地域をつくっていくうえにおいて、地域住民と行政との協力・連携のあり方としてどのような形が望ましいと思いますか。（最もお考えに近いもの1つに○）

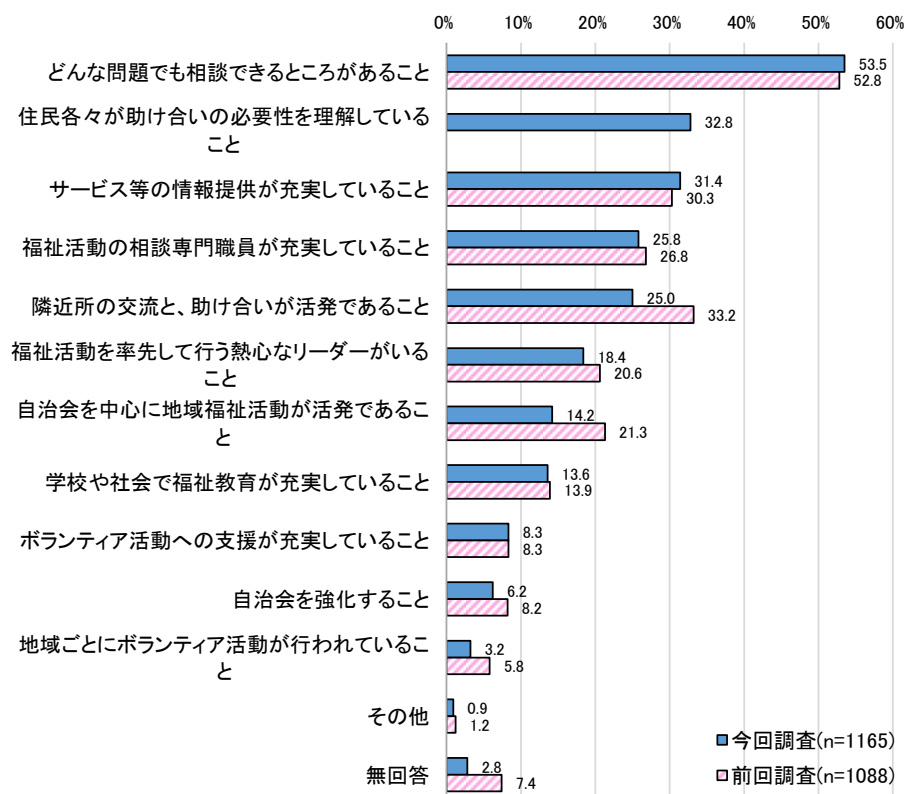


地域（住民）と行政との協力・連携のあり方に関して、「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」の回答が 44.6%と最も多く支持されています。次いで「地域に関することは住民が中心となって取り組むが、そのための計画や仕組みづくりは行政が率先して行う」が 26.2%、少数派ですが「身近な福祉活動など地域に関することは行政の力を借りずに、住民だけで取り組む」との回答も 1.7%あります。

前回調査と比較して、「地域と行政が対等な立場で協力しながら行う」がやや減少しています（前回 47.2%）。

⑫助け合い・支え合いに重要なこと

問 身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか。(〇は3つまで)

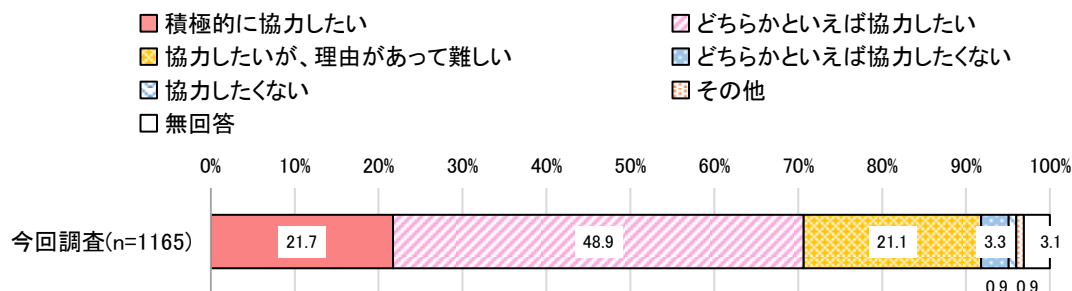


地域で住民が助け合い支え合うために大切なこととして、「どんな問題でも相談できるところがあること」の回答が 53.5%で最も多く、次に「サービス等の情報提供が充実していること」が 31.4%と続いています。

前回調査と同様に「どんな問題でも相談できるところがあること」は最も重視される要素です。

⑬要援護者への協力意向

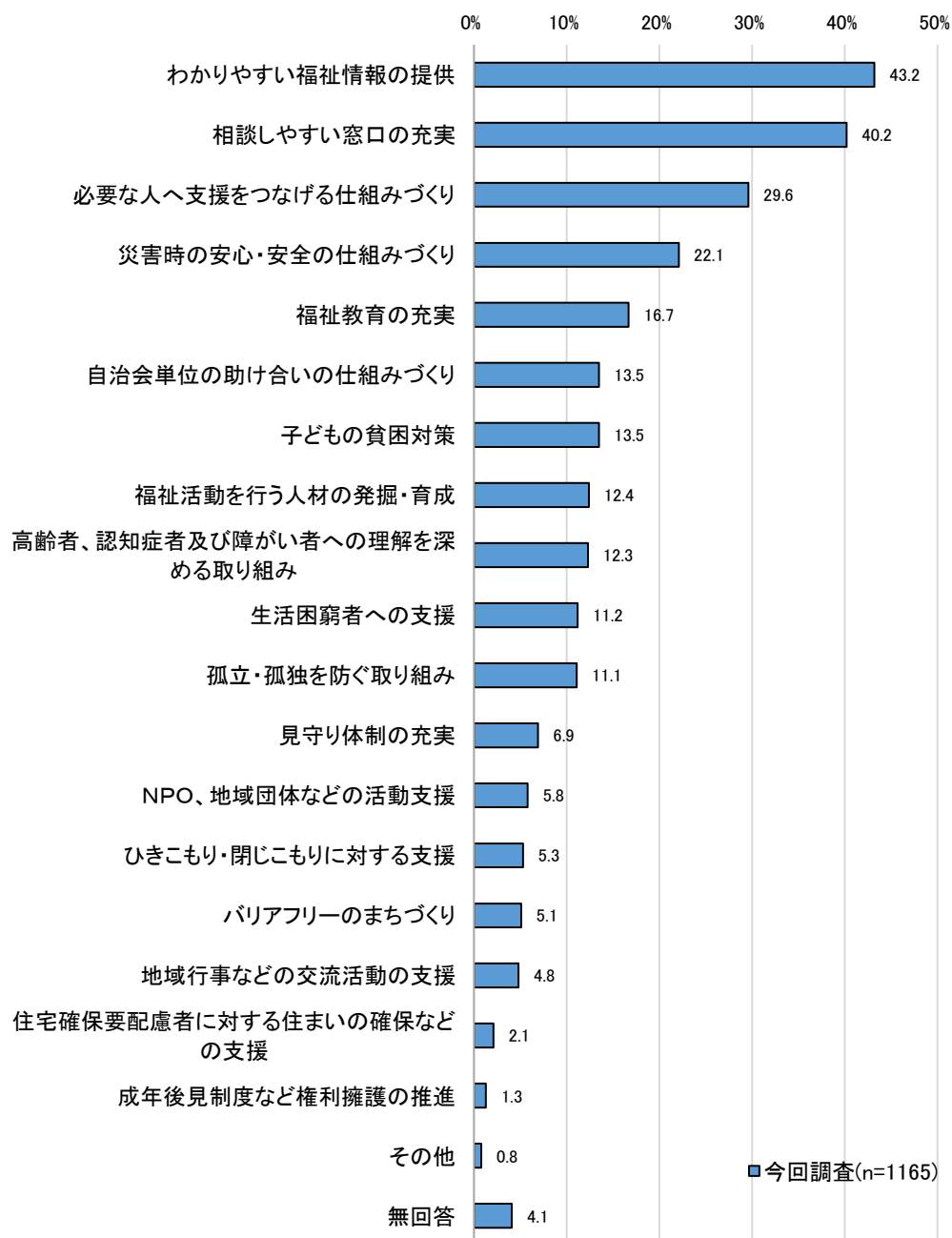
問 市では、災害時に避難することが困難な方が、地域の助け合いによって避難できるよう「要援護者」を登録しています。このような方が近所にいたら手助けする人として協力したいと思いますか。(1つに〇)



災害時に要援護者への協力意向について、「積極的に協力したい」と回答したのは 21.7%、「どちらかといえば協力したい」と回答したのは 48.9%で、両者を合わせて 70.6%が意向の強さに差はあれ、何らかの形での協力意向を示しています。

⑭市が取り組むべき地域福祉施策

問 地域福祉を進めていくために、市が優先的に取り組むべき施策は、どのようなことだと思いますか。特に優先してほしいものを 3 つまで教えてください。
(〇は 3 つまで)



地域福祉の進展のために市が優先的に取り組むべき施策について、「わかりやすい福祉情報の提供」の回答が 43.2%と最も多くなっています。次いで「相談しやすい窓口の充実」が 40.2%、「必要な人へ支援をつなげる仕組みづくり」が 29.6%となっています。

3 前期（第2期）計画における取組みの振り返り

令和2（2020）年度を始期とする「第2期阿賀野市地域福祉計画・第2期阿賀野市地域福祉活動計画」においては、「市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともに作り、笑顔のあふれる阿賀野市の実現」を基本理念に据え、3つの基本目標を設定し、それらに基づいた14の基本方針に沿って、地域住民及び自治会等の団体、社会福祉協議会、市と、それぞれの主体がそれぞれの役割を担い、施策を展開してきました。その主な取組み実績としては、認知症サポーターや生活支援コーディネーター、ゲートキーパーといった、地域の実情に応じた支援体制を構築していくうえでも重要な人材の育成を行ってきています。

また、地域包括ケア推進会議や障害者自立支援協議会など専門的機関のネットワークが構築され、高齢者、障がい者、こども及び生活困窮者等の各分野別における連携体制は整備されつつあります。

このように、おおむね基本理念や基本目標に掲げた施策を展開することができましたが、市民アンケート調査の結果をみると、例えば、近所とのつきあいを「あいさつ程度の人がほとんど」や「近所づきあいはほとんどしていない」という程度しかしていない人が3人に1人程度いるように、そもそも周囲との踏み込んだ交流を望まず、身近な地域での交流に消極的な人がいることや、孤立しがちな単身の高齢者や高齢者のみの夫婦で構成される世帯が増えていることから、社会的なつながりは弱まっていると言えます。

さらには、高齢の親と働いていない独身の子とが同居している世帯や介護と育児に同時に直面する世帯に象徴されるような複合課題を抱えた世帯は縦割りの制度を当てはめただけでは根本的な解決に至らない場合もあり、そもそも当事者の問題意識が希薄なために必要な支援が行き届かないような個人や世帯が増えています。

自治会等の組織運営においても、役員のなり手が慢性的に不足していたり、身近な地域における福祉の担い手である民生委員・児童委員や保護司などに欠員が生じていたり、なり手が固定している状況や次の担い手に引き継ぎたいのに引き継げないような状況がみられ、地域福祉活動の基盤が弱体化しています。

本市の福祉行政をみると、個別の制度に基づく専門相談機関や分野ごとの相談窓口の整備は進んでおり、高齢者や障がいのある方、子どもやその保護者、生活困窮者について、それぞれの機関において可能な支援を行っています。支援対象者の世代や世帯の属性にかかわらず、包括的に相談を受ける体制や地域住民の生活課題等を生活に身近な行政圏域の中において包括的に受け止めることができるような仕組みづくりは、十分に構築されていない状況にあります。

また、地域コミュニティにおける希薄化が進んでいる状況にある中で、自助・互助・共助・公助の意識づけを図る取組みについては実施してきてはいるものの、まだまだ意識の浸透、醸成には至っていない実情のため、周知・啓発を継続して取り組んでいく必要があります。

4 市の地域福祉をめぐる課題

「1 データからみた阿賀野市」、「2 市民アンケート調査」、「3 前期（第2期）計画における取組みの振り返り」から、本市の今後の主な課題を整理しました。

（1）支援を必要とする人が確実に相談につながる仕組みづくり

高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯、ひとり親世帯など支援が必要な人々が増加しています。また、将来の生活に不安を抱える人もあり、身近に悩みを相談したり助け合えたりする人の存在が必要です。

生活に不安を抱えている人が適切な支援につながるように、地域での情報発信や地域団体との連携を行い、支援を必要とする人が相談につながる仕組みづくりが重要です。

（2）複雑化・多様化する地域福祉課題に対応する関係機関との連携強化

住民の生活課題は多種多様であり、健康、生活、就労など様々な課題があります。支援を必要とする人の中には、既存のサービスや行政の仕組みでは解決しきれない問題を抱える人も増えてきています。

市では、住民の複雑化・多様化する生活課題に対応できる体制を構築していますが、今後も施策分野ごとに、地域福祉活動団体及び相談支援機関、行政機関、社会福祉課以外の市役所の関係部署、社会福祉協議会等が問題を共有し、連携して支援を行うことが重要です。

（3）地域活動の促進

市民アンケート調査結果からは、日頃から住民同士が支え合いながら活動していることがわかりましたが、一方では、ボランティア活動への参加意向は決して高くない状況です。地域活動の問題として、若い人の活動者が少ないことや、情報の不足、きっかけがないこと、活動のマンネリ化などが挙げられます。また、地域において、人びとがともに支え合い、つながり合っていくには、ボランティア活動をしたいと思わない人への啓発活動も大切です。

地域活動を活性化するためには、地域の活動情報の周知や団体同士の連携を図り地域での活動の促進にむけて、参加につなげるように、情報提供やコーディネートを行うことが必要です。

（4）地域交流の促進・福祉教育の充実

本市においても地域のつながりは年々希薄化している状況が見受けられます。そのため、声かけやあいさつ、多様な人々との交流が住民同士の支え合いや福祉教育に必要という意見もあります。

普段の見守りや生活の支え合い、災害時などの緊急時においても、普段からの地域交流が大切だとの考え方があることから、地域活動への更なる支援や、各行事を通じた世代間交流の促進を図っていく必要があります。また、地域の抱える課題に対し、地域住民が主

体となって解決に取り組めるよう、福祉教育の機会を充実し、地域での交流を促進し、地域に関心を持つ人を増やしていく必要があります。

（５）安心して地域で生活できる体制の拡充

近年は、高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加に対する対策が必要となっています。今後も認知症高齢者等支援が必要な高齢者を見守り支える体制を構築していく必要があります。また、障がい者のいる世帯では、いわゆる「親なき後」の生活支援体制を不安に思う方々がいらっしゃいます。複数の関係機関や専門職が連携を図りサービスを提供するとともに、障がい者が安心して地域で生活できる体制づくりも必要です。

今後は、成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関とのさらなる連携強化や法人後見の拡充等が必要です。

（６）安全・安心なまちづくりの推進

災害は、妊婦・乳幼児から高齢者、障がい者、難病、外国人、認知症の方など、どんな人にも関わることであり、一人ひとりが暮らす地域との関係が深く関わってくることから、平常時からの関係づくりが重要です。

災害時の支援については、日頃からの見守り体制を強化するとともに、災害時に配慮を必要とする方への支援体制づくり、自主防災組織の育成等といった安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。

第3章 計画のめざすところ

1 基本理念

つながりを大切に、世代を超えて支え合うまち“あがの”

第2期計画では、「市民一人ひとりの暮らしと生きがいを守り、支え合う地域をともに作り、笑顔のあふれる阿賀野市の実現」を基本理念として地域福祉の推進に取り組んできました。

一方で、統計データやアンケート調査結果等から、少子高齢化の進展等社会情勢が変化していること、人々の意識や価値観が変容しつつあること、また、それによって人や世帯、地域が抱える課題が多岐にわたること等が明らかとなりました。

福祉ニーズは多様化・複雑化・増大化する一方で、これまで地域福祉を支えてきた人材は不足し、人々の地域づくりの主体としての関わりも弱くなっています。また、地域の人々の交流が少なくなりつつあり、それによりつながりも薄れてきています。そのような状況の中、日常生活は維持できても、災害等の緊急時や高齢になったときの生活には不安を感じる人が多くいます。

これら本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえて、「つながりを大切に、世代を超えて支え合うまち“あがの”」を基本理念として、地域福祉を推進します。

つながりを大切に、世代を超えた支え合いのまちをともに育むことを共通の価値としつつ、その実現に向けては一人ひとりがその人らしく取り組み、輝きをもてることを基本的な考えとしています。

2 基本目標と重点施策

本計画では、第2章でまとめた地域福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念「つながりを大切に、世代を超えて支え合うまち“あがの”」の実現に向け、4つの基本目標と11の重点施策を定め、計画を体系的に展開していきます。

基本目標1 みんながつながり、一緒に取り組むまちづくり

住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるよう、様々な課題を抱える世帯や人を支援するために、わかりやすい相談窓口の設置等、包括的な相談支援体制を構築します。

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、必要な情報をわかりやすく提供します。

地域、行政、関係機関等が連携しながら、支援する体制を構築します。

重点施策1 様々な生活課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築します

重点施策2 支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供を行います

重点施策3 それぞれの活動をつなぐ仕組みづくりを支援します

基本目標2 みんなが自分らしく輝ける希望のあふれるまちづくり

住み慣れた地域で、いきいきと、安心して自分らしく暮らすことができるようになるためには、支え合いの地域をつくっていく必要があります。そのためには、日頃から地域福祉への関心や理解を深め、地域福祉活動に参加する人の増加が重要となります。地域福祉活動に参加する機会をつくることで、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

重点施策1 地域福祉への関心や理解を深めます

重点施策2 地域福祉活動の担い手づくりを進めます

基本目標3 みんながお互いに支え合うまちづくり

地域には、様々な地域課題があり、その解決には地域独自の視点や取り組みが必要とされます。地域に根差した支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

すべての世代の人が、地域福祉活動に参加できるよう、地域福祉活動の充実を図ります。

重点施策1 地域に根差した支え合いの仕組みづくりを進めます

重点施策2 世代を超えて参加できる地域福祉活動の充実を図ります

基本目標4 みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して、安全に暮らせるよう、平時の見守りや災害時に備えた体制づくりを推進し、孤立しない地域づくりを進めていきます。

また、様々な問題を抱えながらも自立した生活を送ることができるよう、各福祉計画で策定した事業の円滑な実施とサービスの向上を図っていきます。

併せて、成年後見制度の利用促進や犯罪をした者等の再犯防止を支援していきます。

重点施策1 災害の備えや見守り体制を強化し、安心・安全な地域づくりを進めます

重点施策2 自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります

重点施策3 権利擁護及び成年後見制度の利用促進に対する支援を進めます

重点施策4 犯罪をした人等に対する再犯防止の支援を進めます

3 計画の体系

基本目標ごとに市全体として重点的に取り組んでいく必要があると考える「重点施策」を示し、地域福祉の推進に取り組みます。

基本目標である「みんながつながり、一緒に取り組むまちづくり」「みんなが自分らしく輝ける希望のあふれるまちづくり」「みんながお互いに支え合うまちづくり」「みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり」を四つの柱として、次頁の本計画の体系図とします。

【本計画の体系図】



第4章 施策の展開

基本目標1 みんながつながり、一緒に取り組むまちづくり



重点施策1－（１） 様々な生活課題に対応するため、 包括的な相談支援体制を構築します

目標（５年後のめざす姿）

生活課題で困っていても、地域や専門の支援機関、市等の行政の支援を受けながら、住み慣れた地域で生活しています。また、一つの窓口で相談することで、必要な関係機関につながることができ、解決方法を協力して考える体制ができています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査で、身近な地域での助け合いや支え合いについて、「どのようなことが大切か」について質問したところ、「どんな問題でも相談できるところがあること」の回答が53.5%で最も多くなっています。
地域で生活に困った際の相談窓口についての認識は比較的高いものの、特に若年層ではこれらの情報が十分に浸透していないこともわかりました。
- 複合的な生活課題に対して、個々の相談窓口では、十分に対応しきれていない現状もあります。
- 地域住民、市、関係機関が連携し、複合的な生活課題に対応でき、誰もが利用しやすい包括的な相談窓口を構築することが求められます。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
* 自分や地域	* 地域に心配な人がいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社会福祉協議会等の相談窓口を紹介しましょう。 * 『お互い様』と考え、ひとりで抱え込まないようにしましょう。 * 市の相談窓口を知り、気になることは気軽に相談しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎様々な生活課題に対応します。

取組みの内容	主な担当課
* 包括的な相談支援体制の構築を検討します。	社会福祉課 高齢福祉課
* 生活困窮者の自立を支援します。	社会福祉課
* 虐待防止に向けた体制の充実を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課
* 介護やケアを必要とする方への支援を行います。	社会福祉課 高齢福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎各種相談機能を強化します。

取組みの内容
* 多様な相談を受け止め、他機関と連携しながら支援に取り組めます。
* 専門職による地域住民に寄り添った総合的な相談支援の仕組みづくりを行います。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で「どこに相談したらよいかわからない」市民の割合<目標値>	10.0%	減少
* アンケート調査で「地域の生活で困った時に相談できる窓口を一つも知らない」市民の割合<目標値>	14.4%	減少
* 包括的な相談窓口で受けた相談のうち、支援につながった割合<評価項目>	— (構築検討中のため)	100%
* 虐待に関する相談のうち、支援につながった割合<評価項目>	虐待認知件数63件のうち、100%	100%

重点施策１－（２） 支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供を行います

目標（５年後のめざす姿）

支援を必要とする人が、必要な情報を得ることができ、必要な支援を受けることができています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、健康や福祉に関する情報の収集には、年齢に応じた適切な方法が必要であり、特に高齢層に対してはアクセスしやすい情報源の提供が重要であることがわかりました。
- 全世代に対して正確で信頼性の高い情報を提供するために、情報の質の向上と配信方法を最適化する必要があります。また、社会全体として、デジタルと伝統的なメディアの双方を活用し、よりアクセスしやすく、多様なニーズに応える情報提供を目指すことも重要です。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*身近な地域情報に関心を持ち、近所で困っている人に、情報を伝達し合いましょう。 *情報を受け取りにくい人に対しても、日頃からコミュニケーションを深め、情報交換や支援に努めましょう。 *「広報あがの」や回覧板等を意識して見ることで、日頃の情報収集に努めましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎「広報あがの」をはじめ様々な媒体を使い、わかりやすい情報提供を行います。

取組みの内容	主な担当課
*「広報あがの」をはじめとする市の発行物や市ホームページ、SNS等も活用しながら、福祉に関する情報をわかりやすく発信していきます。	関係課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎わかりやすく多様な手法による情報発信を行います。

取組みの内容

*必要な情報提供に努めます。

*相談内容に応じた相談窓口をわかりやすく示します。

*ニーズや世代に応じて、「福祉あがの」やボランティア情報誌、ホームページ、SNS等の活用を工夫します。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
*福祉関係者等への調査等で「わかりやすい福祉情報の提供や情報発信が進んでいる」と感じる方の割合 <目標値>	— (今後実施予定のため)	60%
*情報の発信手段の種類<評価項目>	4種類	増加

重点施策１－（３） それぞれの活動をつなぐ仕組みづくりを支援します

目標（５年後のめざす姿）

地域や専門の支援機関、行政が連携しながら、様々な地域生活課題を支援する仕組みが確立されています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、地域社会内での援護活動に対する高い関心が明らかになりましたが、具体的な支援行動にはいくつかの障壁が存在することがわかりました。全体として、地域が一丸となって支援活動に参加する環境を整えるためには、障壁となっている課題に対処するための具体的な策を講じることが求められます。例えば、支援活動の時間帯を柔軟に設定する、短期間や一時的な活動にもフォーカスを当てる、プライバシー保護の確保を明確にする等の取組みが効果的です。障壁を排除することによって、更なる参加者の増加と活動の質の向上が期待できます。
- また、地域生活課題は多種多様化しており、既存の制度や個々の取組みだけでは支えきれないニーズが増えています。それぞれの地域でどのように課題解決に取り組むのか、住民や専門職と一緒に検討していくことが求められています。
- それぞれの取組みをつなぎ、従来の福祉分野の垣根を超えて協調する幅広い分野の主体の参加と協働により、新たな課題に取り組むことが求められています。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*情報共有や意見交換の機会を持ちましょう。 *活動を行っている中で困った時や不明な時は、他の活動を行っている人と一緒に取り組めることを探してみましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎特に福祉に関わる関係機関等との連携強化を図ります。

取組みの内容	主な担当課
*各支援機関が円滑な連携のもとで支援ができるように取り組みます。	社会福祉課
*民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手や福祉の専門機関との連携を図ります。	社会福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎C SW（コミュニティソーシャルワーク※）の機能を拡充します。

取組みの内容

＊地域住民や行政、関係機関と、制度や分野、世代等を超えた活動や、新たな課題の解決にむけた連携について取り組みます。

＊それぞれの地域特性を分析し、独自の地域課題の把握や地域づくりに役立てます。

※支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行うこと。

地域を基盤とするサービスに結びつけ、新たなサービスを開発するほか、制度的な社会資源との関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切にして問題発生を予防する視点を重視する支援方法。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
＊アンケート調査で「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」と考える市民の割合＜目標値＞	44.6%	60%

基本目標2 みんなが自分らしく輝ける希望のあふれるまちづくり



重点施策2－（１） 地域福祉への関心や理解を深めます

目標（５年後のめざす姿）

誰でも、どこでも、いつでも地域福祉に関して学ぶ機会や体験する機会があり、地域共生社会や多様性を尊重する社会への理解を深めています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、地域での支え合い、助け合いについては、全体的に高い認識（必要性があるとする人）があるものの、特に若年層ではその必要性を低く感じる傾向にあります。これは、世代間での価値観の違いや、若年層の地域への帰属意識の低さが反映されている可能性があります。
- 地域共同体の持続性を高めるためには、若者を含めた多様な世代が地域福祉活動への認識を持ち続けることが重要であり、地域福祉や共生社会、多様性の考え方について、より一層の浸透を図る必要があります。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
* 自分や地域	＊地域福祉への関心や理解を深めましょう。 ＊多様性や個性の尊重、人権について理解を深めましょう。 ＊いつまでも、生きがいを持ち続けましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎福祉への理解や福祉教育を促進します。

取組みの内容	主な担当課
* 社会福祉協議会や福祉関連施設と連携し、あらゆる世代を対象とした福祉教育やボランティア活動等の体験学習を推進し、福祉への理解や関心を高めます。	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課
* 人権を尊重する意識を高める取組みを行います。	市民生活課 学校教育課
* 障がいや認知症、フレイル等に関する知識や理解を深める取組みを行います。	社会福祉課 高齢福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎福祉教育や生涯学習等の充実を図ります。

取組みの内容
* 全ての世代を対象とした福祉教育の推進を図ります。
* 地域福祉や介護予防に関する講座を充実し、地域福祉への理解や関心を高めます。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で「地域住民間の自主的な支え合い、助け合いについて、必要だと思う」市民の割合 <目標値>	56.2%	70%
* 市内小中学校における人権教育の実施校数<評価項目>	3校	全校

重点施策２－（２） 地域福祉活動の担い手づくりを進めます

目標（５年後のめざす姿）

地域福祉に対して関心や理解が深まり、様々な年代の人々が地域福祉活動に積極的に参加しています。

【現状や課題】

- 少子高齢化の加速や核家族化の進行により、地域で支援を必要とする人が増加する一方で、これまで各取組みを支えてきた地域における福祉活動の担い手が高齢化していること、新たな担い手が不足していることが課題となっています。
- 市民アンケート調査では、ボランティア活動に対する参加意欲は性別や年齢によって大きく異なります。特に若年層の参加意欲の低さは注目すべき点であり、彼らが関心を持ちやすい活動の提供や参加障壁の低減が求められます。
- ボランティア活動を活性化するには、参加しやすい・参加できる環境を整えることが基礎にあります。情報提供やコーディネート機能の強化も求められます。また、生涯を通じて、地域福祉活動の担い手として活躍するためには、担い手の健康を維持増進するための取組みも重要となります。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	* 地域や身の回りのことに、より関心を持ち、ボランティア活動に参加しましょう。 * 地域や身近な範囲で地域の支え合い活動に取り組めるよう、日頃のコミュニケーションの範囲を広げてみて、より地域の絆を深めましょう。 * まずは、できる範囲から、自身の持つ技能や知識を活かしたボランティア活動に取り組みましょう。 * 健康増進やフレイル予防に努めましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎ボランティアや福祉人材等の担い手の育成を図ります。

取組みの内容	主な担当課
*活動が期待される人材の発掘と経験や知識を地域に活かせるよう支援を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課

◎健康寿命の延伸を図ります。

取組みの内容	主な担当課
*健康づくりやフレイル予防に取り組めます。	健康推進課 高齢福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎ボランティア活動を推進します。

取組みの内容
*市と連携し、ボランティアへのきっかけをつくるような講座の開催やボランティア団体等の支援、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
*アンケート調査で「ボランティア活動に現在参加しており、今後も続けたい」市民の割合<目標値>	5.5%	5.8%
*アンケート調査で「1年の間にNPO活動やボランティア活動に参加したことがある」市民の割合<目標値>	10.0%	15%
*ボランティアセンター登録団体数<評価項目>	75団体	増加
*ボランティアセンター個人登録数<評価項目>	1,768人	1,800人

基本目標3 みんながお互いに支え合うまちづくり



重点施策3－（１） 地域に根差した支え合いの仕組みづくりを進めます

目標（５年後のめざす姿）

地域住民同士が日常的に、お互いに支え合う地域づくりができています。
それぞれの地域の実情にあった地域福祉活動の取り組みが行われ、地域住民が力を合わせ地域課題の解決に取り組んでいます。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、地域コミュニティの定義が個人や地区によって異なることが明確になりました。特に若年層がより広範な地域を「地域」と捉える傾向にあることから、地域福祉活動や支え合いの仕組みづくりへのアプローチにおいて、世代間での認識の違いを考慮した施策や事業の展開が求められます。
- 同じく、市民アンケート調査では、特に若年層の間で表面的な近所づきあいが増えており、深い地域コミュニティの結びつきが薄れつつあるといえます。
- 地域の中で地域課題に対応するためには、住民の主体的な参加協力と、地域課題への共通認識や解決に向けた連携が不可欠です。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
* 自分や地域	* まずは挨拶から始めて、ご近所と日頃から積極的に関わりをもち、顔見知りの関係を築きましょう。 * 自治会等の地域の活動や行事に積極的に参加し、地域への関心を高めましょう。 * できる範囲、無理のない範囲で手伝えることを意識して、活動してみましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎住民主体の地域活動を支援します。

取組みの内容	主な担当課
* 地域の活動に対する支援や活動内容の周知を図ります。	関係課

◎子育て世帯、障がい者・障がい児、高齢者等の支援を必要とする方の地域生活を支援します。

取組みの内容	主な担当課
* 地域全体で子育てを支援する環境を整えます。	社会福祉課 健康推進課
* 障がい者・障がい児を地域全体で支える体制づくりを進めます。	社会福祉課 健康推進課
* 地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	高齢福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎) 住民自らが参加する地域福祉活動を推進します。

取組みの内容
* 住民同士の助け合い活動を推進します。
* 地域内での挨拶や声かけ、見守り活動を推進します。
* 身近な地域の範囲で、地域の実情に合った福祉活動を推進します。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で「地域の方が生活上の困りごとを抱えていることが判明した場合、直接手助けしたい」と考える市民の割合<目標値>	13.0%	25%
* アンケート調査で「住んでいる地域で、住民どうしの自主的な支え合い、助け合いができている」と考える市民の割合<目標値>	64.4%	70%
* ふれあい広場・サロン年間活動スタッフ延べ人数 <評価項目>	1,465人	増加
* ふれあい広場・サロン年間利用者延べ人数 <評価項目>	3,292人	増加

重点施策3－（２） 世代を超えて参加できる地域福祉活動の充実を図ります

目標（５年後のめざす姿）

身近な地域で、誰でも気軽に参加できる地域活動や交流することができる場があります。

多世代の交流機会が増えることにより、地域の新たな課題や問題にいち早く気付ける環境が確立しています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、地域活動への参加は多岐にわたっていますが、特に高齢層が地域の維持に関する活動に積極的に関与しているのに対し、若年層の参加は比較的少ない状況です。若年層が地域活動に重要性を感じていない傾向にあります。
- 同じく、市民アンケート調査では、地域活動のさらなる活性化には顔見知りの関係を広げ、住民間の相互支援を強化することが重要であるとされています。特に若年層は新しい形の地域活動やより多くの交流機会を求めており、これに応えることで地域全体の活動への参加意欲を高めることができると考えられます。
- 身近な地域に気軽に参加できる場があることで、地域住民の困りごとの早期発見や支え合い、助け合いにつながりやすくなります。世代を超えた多様な交流の機会やつながりを持てる拠点を増やしていくことが肝要です。

◆住民や地域みなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*地域の交流拠点として、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、みんなが参加しやすく、気軽に交流し、相談できる場をつくりましょう。 *自分自身も積極的に人や場所とつながってみましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎交流の機会を充実し、交流の場づくりを支援します。

取組みの内容	主な担当課
* 住民同士の交流の場となる拠点づくりを支援します。	関係課

◎地域のコミュニティ活動を支援します。

取組みの内容	主な担当課
* 自治会に対する支援や地域固有の活動に対する支援を行います。	関係課

◎市民団体、ボランティア等を支援します。

取組みの内容	主な担当課
* 市民団体やボランティア等の活動を支援します。	市長政策・市民協働課 社会福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎地域での福祉活動を推進します。

取組みの内容
* 居場所やサロン等、誰でも参加できる場づくりに努めます。
* 居場所やサロン同士の情報交換やネットワークの構築を図ります。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で「自治会など地域のコミュニティ活動に参加している」市民の割合<目標値>	52.2%	70%

基本目標4 みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり



重点施策4－（１） 災害の備えや見守り体制を強化し、 安心・安全な地域づくりを進めます

目標（５年後のめざす姿）

日頃から近所同士の挨拶や声かけ、見守り活動があり、災害時にも互いに気にかけてあえる地域がつくられています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、日頃の悩みや不安に関して、「災害時の備えに関すること」を約3人に1人が回答しており、令和6年能登半島地震の影響からか、災害（への備え）の悩みは前回調査よりも7.9ポイントと比較的大きく増加しています。
- 同じく、市民アンケート調査では、自分自身が日常生活で不自由になった際に求める支援として、「災害時の手助け」を回答した人が過半数以上あり、最も多くなっています。
- 災害時の手助けや平時の見守り・日常生活のサポートは、高齢者や障がいを持つ人々にとって特に重要です。災害対策や見守りの体制を強化し、孤立する人のいない地域づくりを行っていく必要があります。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域	*地域の自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。 *日頃から、声かけをしあい、何かあったら支え合い、助け合える関係づくりを心がけましょう。 *日頃から要援護者等の見守りや声かけを行い、災害時には率先して、安否確認や避難誘導等の支援に協力しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎住民主体の見守り活動を推進します。

取組みの内容	主な担当課
* 住民が主体的に行っている要援護者の見守りや子どもや児童、生徒の登下校時の見守り活動の支援を行います。	関係課

◎住民主体の防犯、防災活動を推進します。

取組みの内容	主な担当課
* 防犯パトロール、防災訓練、自主防災組織への支援を行います。	総務課 危機管理課
* 地域による自主防災組織及び自主防犯団体の育成を推進し、地域と行政の連携を図ります。	

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎地域の防災・防犯体制を拡充します。

取組みの内容
* 見守り・声かけ等の日々の活動から防犯や防災への意識の向上を高める取組みに努めます。
* 他機関と連携した災害ボランティアの養成を推進します。
* 災害に備える地域活動への参画とネットワークを強化します。
* 災害時に備えて災害対策事業を実施します。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で、 援護が必要な近所の人に対して ①「安否確認の声かけ」が可能な市民の割合 ②「災害時の手助け」が可能な市民の割合 <目標値>	①57.9% ②51.8%	①80% ②70%
* 避難行動要支援者名簿掲載率<評価項目>	63.9%	100%
* 見守り活動協力者数<評価項目>	176人	増加
* 自主防災組織数<評価項目>	239組織	増加
* 自主防犯組織数<評価項目>	38組織	増加

重点施策４－（２） 自分らしく生活を送るために、 福祉サービスの充実を図ります

目標（５年後のめざす姿）

みんなが、必要な福祉サービスを受け、住み慣れた地域で自分らしく生活しています。

【現状や課題】

- 市民アンケート調査では、地域福祉の進展のために優先的に取り組むべき施策として、性別や年齢、地区ごとに異なる優先順位が存在することがわかりました。市は、地域福祉施策を進めるにあたり、様々な住民に合わせたアプローチが必要であり、特に、情報の提供や支援の仕組みに対するニーズが高いことから、これらの領域での充実を図ることが必要です。
- みんなが、住み慣れた地域で自分らしい、自立した生活を送るためには各福祉計画で策定した事業の円滑な実施と福祉サービスの向上を図っていく必要があります。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
*自分や地域、事業者等	*身の回りの人が、心配な状況にあることに気づいたら、相談窓口につなげましょう。 *相談支援機関やサービス事業所等は地域住民との関係づくりに取り組み、地域のニーズを把握し、サービスの改善、充実に取り組みましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎各福祉・保健計画で策定した事業を円滑に実施します。

取り組みの内容	主な担当課
*障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康あがの２１計画、こども計画、自殺総合対策行動計画等で策定した事業を円滑に実施します。	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎各種サービスや事業を円滑に実施します。

取組みの内容

* 地域福祉事業や在宅福祉事業を円滑に実施します。

◎権利擁護に関する理解の促進に取り組めます。

取組みの内容

* 権利擁護に関して活動実践者や関係機関との連携強化を図り、理解の促進に努めます。

* 地域で安心して生活できるように日常生活自立支援事業を推進します。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で、社会福祉協議会の活動について 「名前も活動内容もよく知っている」市民の割合 <目標値>	19.7%	35%
* 日常生活自立支援事業の利用者数<評価項目>	8人	増加
* 地域包括支援センターの年間相談件数<評価項目>	3,998件	増加
* 経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数 <評価項目>	2世帯	増加

阿賀野市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景と目的

（1）権利擁護と成年後見制度

近年、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者が増えており、今後も身寄りがないことで生活に困難を抱える人の増加が見込まれています。成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより判断能力が十分でない方の権利を守る重要な手段の一つで、財産の管理や契約手続き等を支援することによって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

国では、平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。それにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、今後ますます増大、多様化する権利擁護支援ニーズへの対応とさらなる施策の推進を図るため、令和 4（2022）年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

同計画では、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進していくこと、尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう制度の運用改善を図ること、権利擁護支援を身近なものにするための仕組みづくりを進めることが基本的な考え方として示されています。

（2）計画策定の趣旨

本市では、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人も、また、将来不十分になったときも、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援を推進するため、「阿賀野市成年後見制度利用促進基本計画」を本計画と一体的に策定し、取り組むものです。

（3）成年後見制度の概要

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相続手続き等）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結等）の法律行為を一人で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法等の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援を行うのが成年後見制度です。成年後見制度には、大きく分けて「①法定後見制度」と「②任意後見制度」の2つの制度があります。

①法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後で、家庭裁判所が職権で成年後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の程度等に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長等		
成年後見人等の同意が必要な行為（同意権）		借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築等、民法第13条第1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為
成年後見人等が取り消すことができる行為（取消権）			
成年後見人等が代理することができる行為（代理権）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為	

法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てを行う必要があります。市の窓口や成年後見制度に関わっている団体等に相談し、申立てに必要な書類、申立手数料等の費用の準備を行います。申立ての後、家庭裁判所が後見等の開始の審判、成年後見人等の選任を行い、支援が開始されます。身寄りがない等、本人が申立てを行うことができない場合には、市長が本人に代わって申立てを行うことができます。

②任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じ、任意後見人は契約で委任された事務を本人に代わって行います。

■任意後見制度利用開始（発効）手続きの流れ



<出典：厚生労働省「成年後見はやわかり」>

任意後見制度を利用するためには、本人の判断能力が十分なうちに、自らが選んだ任意後見人に代わりにしてもらいたいことを公正証書による任意後見契約で決め、契約を結んでおきます。実際に本人の判断能力が低下した際、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人が契約の内容どおりに適正に仕事をしているかを監督する人）選任の申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力が発生します。それにより、任意後見人は任意後見監督人の監督のもと、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができます。

2 計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年施行）第 14 条の規定に基づき、本市における同制度の利用の促進に関する施策について定めた基本的な計画として策定するものです。

◆ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

第 14 条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

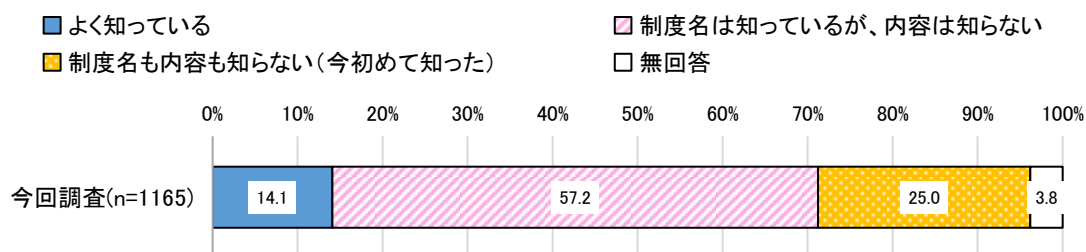
2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

また、本計画の策定においては、「阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「阿賀野市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図り、福祉分野の上位計画である「阿賀野市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本計画の取組みをより一層推進することとします。

3 成年後見制度を取り巻く現状と今後の施策

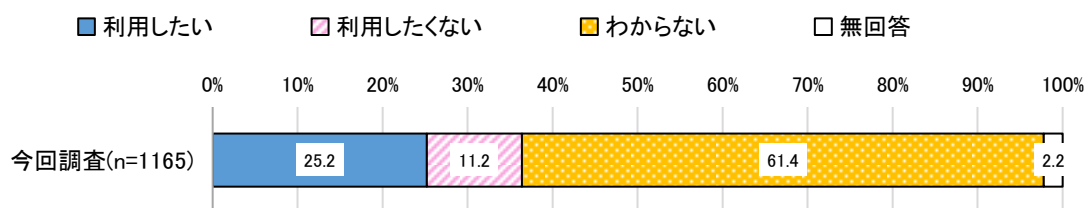
（1）市民アンケート調査結果

①成年後見制度の認知状況



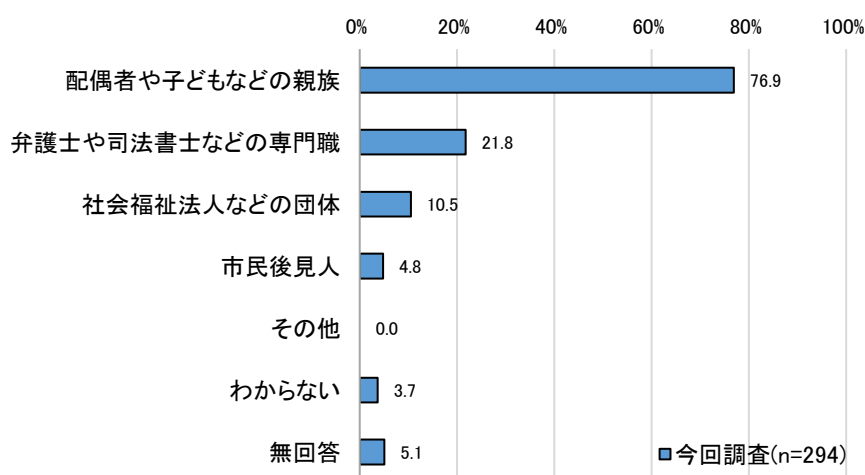
成年後見制度の認知は、57.2%が「制度名は知っているが、内容は詳しく知らない」と回答しました。「よく知っている」と回答したのは 14.1%にとどまり、「制度名も内容も知らない」と回答したのは 25.0%です。

②成年後見制度の利用意向



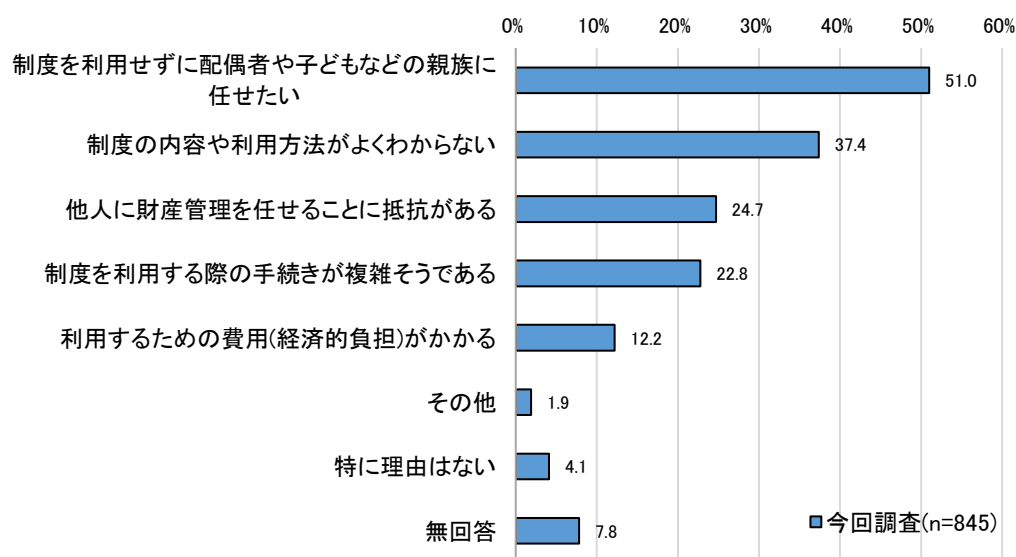
成年後見制度の利用意向については、25.2%の回答者が「将来的に制度を利用したい」としています。しかし、61.4%の大多数は「わからない」と答えており、この制度に対する理解の不足が推察される結果です。

③希望する後見人



成年後見制度の利用意向者に希望する後見人について尋ねたこの設問では、76.9%の回答者が「配偶者や子どもなどの親族」に後見人としての役割を望んでいます。次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が21.8%、「社会福祉法人などの団体」が10.5%となっています。

④成年後見制度を利用したくない・利用したいかわからない理由



成年後見制度の利用に関して「利用したくない」「わからない」と答えた方の理由の中で、最も多くの回答が寄せられたのは「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」(51.0%)です。次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が 37.4%、「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が 24.7%となっています。

(2) 本市の状況

本市における成年後見制度利用支援事業の利用者件数は増加傾向にあり、高齢者の権利擁護支援のニーズが高くなっています。

■本市における成年後見制度利用支援事業の利用件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総 数	6 件	6 件	5 件	10 件	14 件
(うち、社会福祉課)	3 件	5 件	4 件	5 件	5 件
(うち、高齢福祉課)	3 件	1 件	1 件	5 件	9 件

目標（5年後のめざす姿）

認知症や障がいがあることによって判断能力の十分ではない人や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活しています。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
* 自分や地域	* 権利擁護の必要性や成年後見制度等の利用について、身近な人と話し合ってみましょう。 * 権利擁護について学ぶ講座やセミナーに参加してみましょう。 * ご自身や身近に判断能力に不安のある人がいたら、窓口相談に行きましょう。 * 権利擁護について相談できる窓口を知り、支援が必要な人がいたら紹介しましょう。 * 後見人等としての活動に関心がある専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の人は、各専門職団体等が実施する養成講座に参加してみましょう。 * 認知症高齢者や障がい者等、判断能力の低下に伴う支援が必要な人がいたら、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター等に相談しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

取組みの内容	主な担当課
* 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築します。	社会福祉課 高齢福祉課

◎担い手の確保・育成等を推進します。

取組みの内容	主な担当課
* 今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、中核機関※と連携し、法人後見の拡充や市民後見人等の担い手の確保・育成を推進します。	社会福祉課 高齢福祉課

※中核機関：本市においては、「地域包括支援センター阿賀野」、「地域包括支援センター笹神」、「阿賀野市障がい者基幹相談支援センター」のことです。

◎中核機関を中心に、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

取組みの内容	主な担当課
* 権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能を強化するため、その中心的な役割を中核機関が担い、成年後見制度の利用促進に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課

◆中核機関が主に取り組むこと

取組みの内容
* 広報：成年後見制度について、制度の普及を行います。 * 相談：成年後見制度に関する相談を行い、関係機関と一緒に対応します。 また、専門職による個別の相談会を実施します。 * 成年後見制度利用促進：家庭裁判所と連携しながら、候補者とする受任調整等を行います。 * 後見人支援：後見人の活動を支援し、構築した地域連携ネットワークを活用していきます。

◎任意後見制度の利用を促進します。

取組みの内容	主な担当課
* 必要とする人が適切な時機に任意後見監督人の選任がなされる等、任意後見制度を安心して利用できるよう、制度の周知や助言、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎成年後見制度への円滑な移行を推進します。

取組みの内容

- * 中核機関、関係機関と連携し、権利擁護に関する地域連携ネットワークの充実に向けて取り組みます。
- * 社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業において、利用者の状況に応じた適切な支援を行いながら、判断能力の程度に応じて成年後見制度へのスムーズな移行を進めます。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
* アンケート調査で、成年後見制度について「よく知っている」市民の割合<目標値>	14.1%	30%
* 中核機関で受けた相談から申立てにつながった件数<評価項目>	7件	増加
* 法人後見を実施する法人数<評価項目>	1法人	増加
* 成年後見研修会参加者数<評価項目>	35人	増加
* 成年後見利用支援事業利用件数<評価項目>	14件	増加

阿賀野市再犯防止推進計画

１ 計画策定の背景と目的

（１）計画策定の背景

平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年には「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同計画には、再犯防止推進法の基本理念をもとに設定された５つの基本方針と７つの重点課題が示されています。令和 4（2022）年に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においても、その基本方針は踏襲され、施策の実施者が目指すべき方向・視点として示されています。

再犯の防止等の取組みにおいては、犯罪によりさまざまな苦しみを抱えた犯罪被害者等が存在することを十分に認識することも重要です。これを踏まえた上で、本市においても「再犯防止推進計画」を策定し、さらなる犯罪被害の防止に取り組み、安全に安心して暮らせる社会を目指します。

（２）計画策定の趣旨

本市では、すべての人が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪や非行をした人もさまざまな生きづらさや困難を抱えた地域社会の一員として迎え、社会全体で再犯防止を推進するため、「阿賀野市再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、取り組むものです。

２ 計画の位置付け

「再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年施行）第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

◆ 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第 8 条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

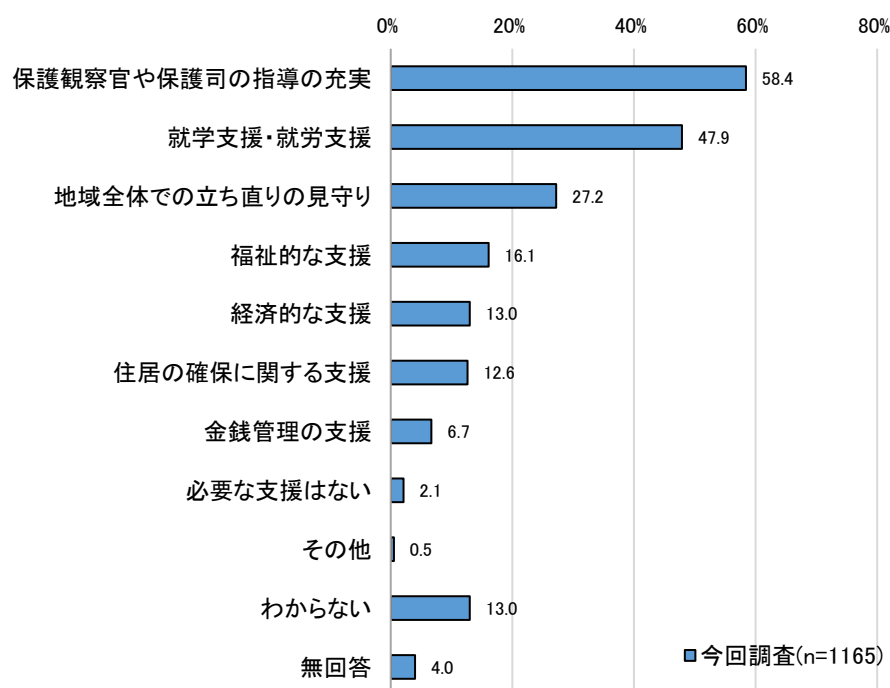
２ 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

本計画の策定においては、福祉分野の各計画との整合を図り、「阿賀野市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本計画の取組みをより一層推進することとします。

3 再犯防止を取り巻く現状と今後の施策

(1) 市民アンケート調査結果

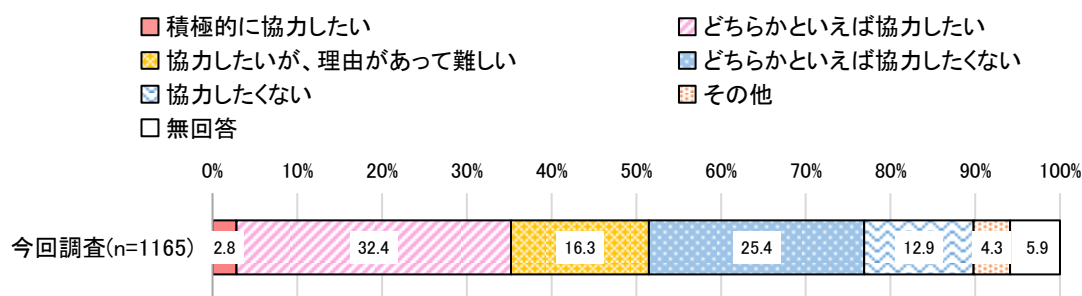
①非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要なこと



非行や犯罪をした人々の立ち直り支援に必要だと考えられる施策として、最も多くの支持を得ているのは「保護観察官や保護司の指導の充実」(58.4%)です。これに「就学支援・就労支援」が47.9%、「地域全体での立ち直りの見守り」が27.2%と続いています。

非行や犯罪をした人々の社会復帰を支援するためには、保護観察官や保護司の指導の充実とともに、教育や就労の機会の提供が重要であると考えられます。特に若年層は就学支援・就労支援を強く求めています。また、地域全体での支援体系と見守りの強化も、再犯防止において重要な要素となります。

②立ち直りへの協力意向



非行や犯罪をした人たちの立ち直りに協力する意向について、「積極的に協力したい」と「どちらかといえば協力したい」と「協力したいが、理由があって難しい」を合わせた 51.5%の人が協力の可能・不可能はともかく、何らかの協力意向を示しています。対照的に「どちらかといえば協力したくない」と「協力したくない」を合わせた『協力したくない』と回答したのは 38.3%です。

非行や犯罪をした人たちの立ち直りへの積極的な協力意向者はまだまだ少数派ですが、協力することの重要性を認識している人も一定数はいます。このため、非行や犯罪をした人たちの立ち直りに関しての社会全体での意識改革や啓発強化が必要であり、特に若年層を対象とした啓発活動の充実が求められます。

目標（5年後のめざす姿）

犯罪をした人等が、必要な支援を受け、社会復帰しています。
地域住民も、再犯防止に理解を深め、犯罪をした人等が社会復帰できるよう支援しています。

◆住民や地域のみなさんをお願いしたいこと

対象	内 容
* 自分や地域	* 地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取組みについて、知りましょう。 * 新潟県内でも開催されている「社会を明るくする運動」に参加してみましょう。 * 犯罪をした人等が安定した生活を送るためには、住居の確保や就労の支援が必要であることを知り、理解を深めましょう。 * 犯罪をした人等の中にも福祉的な支援を必要とする人がいることについて、理解を深めましょう。 * 地域において社会復帰を支援する活動に関心のある人がいたら、保護司や更生保護女性会等の取組みについて紹介しましょう。

◆市が主に取り組むこと

◎就労・住居確保に取り組めます。

刑務所に再び入所した人のうち、多くは再犯時に無職となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて高くなっており、不安定な就労は再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

さらに、刑務所を満期で出所した人の半数程度が適当な住居が確保されないまま出所している状況にあり、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている人と比較して短くなっていることが明らかとなっています。

そのため、生活の安定のための就労の確保や適切な帰住先の確保に向けた取り組みを推進します。

取り組みの内容	主な担当課
*生活困窮者等の自立を支援します。 生活困窮者に対し生活保護制度の説明を行い、必要な生活支援や居住支援を提供します。また生活が安定した後に就労支援を行うことで自立に結び付け、将来的な再犯防止につなげます。	社会福祉課
*就労に向けた支援を行います。 就労を希望する者について、ハローワーク、障がい者就労支援機関、シルバー人材センター等の就労支援関係機関と連携しながら、就労支援の充実に努めます。	関係課

◎保健医療・福祉サービスを必要とする犯罪をした人等に対して、
地域で生活できるよう支援します。

矯正施設を出所する際、福祉的な支援が必要な人は、保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター等が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます。

しかし、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しない等の理由から、適切な支援を受けることができない人もいたため、保健医療・福祉の支援を必要とする人が、適切に保健医療・福祉サービスを利用し、地域で安心して生活が送れるよう、適切な支援につなげます。

取組みの内容	主な担当課
＊ 公的機関等との連携を図ります。 矯正施設を出所する際に福祉的な支援が必要な人に対して、保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター等の公的機関等と連携を図り、福祉サービス等の適切な支援につなげます。	社会福祉課
＊ 包括的な相談支援体制を構築します。 ワンストップでわかりやすい相談窓口の設置等、包括的な相談支援体制を構築し、複合的な課題に対して断らない相談支援、多様な社会参加に向けた支援を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 健康推進課
＊ 人権相談を行います。 偏見や差別等の様々な悩みを持つ犯罪をした人等やその家族、犯罪被害者に対する相談事業を行い、相談内容に応じた助言や関係機関との連携を図り、問題解決に努め、将来的な再犯防止につなげます。	市民生活課 総務課

◎民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動を推進します。

本市における再犯防止のための取組みは、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司及び更生保護女性会の更生保護ボランティアや青少年健全育成団体等、多くのボランティアの活動により支えられています。

また、犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主である協力雇用主は、犯罪をした人等の生活の安定化に対して大きな役割を担っています。

これらの民間協力者は、再犯防止を進めていくうえで欠かせない存在となっています。

そのため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深め、再犯防止等の活動を促進するための取組みを推進するとともに、活動の広報・啓発活動を推進します。

取組みの内容	主な担当課
＊更生保護団体や関係機関との連携強化、支援の充実を図ります。 保護司会、更生保護女性会等の更生保護団体や保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関との連携を密にし、活動内容や再犯防止についての周知等の支援を行うことで、地域全体で社会復帰を目指す人を支える環境づくりを推進します。	社会福祉課
＊青少年の健全育成のための取組みを推進します。 青少年の健全育成を推進するため地域の関係団体と連携し、健全な環境づくりを推進します。	生涯学習課
＊入札等時における協力雇用主の加点制度の検討に取り組みます。 総合評価落札方式において、協力雇用主の登録がある場合に加点を実施し、受注機会の拡大を図ることで、保護観察対象者等の雇用及び協力雇用主の確保を図ります。	管財課

◆社会福祉協議会が主に取り組むこと

◎犯罪をした人等の自立を支援します。

取組みの内容

＊生活困窮者自立支援事業の実施により、犯罪をした人等が再犯せず地域で自立した生活が送れるよう支援します。

《令和11（2029）年度の目標値や評価項目》

指標や評価項目の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
＊アンケート調査で、非行や犯罪をした人たちの立ち直りへの協力意向について、「積極的に協力したい」と「どちらかといえば協力したい」と「協力したいが、理由があって難しい」を合わせた『協力意向のある』市民の割合＜目標値＞	51.5%	60%
＊生活困窮者自立支援事業の延べ相談者数 ＜評価項目＞	70人	増加
＊市内協力雇用主数＜評価項目＞	3事業者	増加

□□□ 施策の達成に向けて □□□

「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として、各福祉関係課等と連携して取り組むとともに、「地域福祉活動計画」を実践する阿賀野市社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉の向上に取り組んでいきます。

□□□ 成果指標 □□□

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として以降の目標・評価項目を再掲します。

重点施策	目標値や評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標1 みんながつながり、一緒に取り組むまちづくり			
1－(1) 様々な生活課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築します	*アンケート調査で「どこに相談したらよいかわからない」市民の割合	10.0%	減少
	*アンケート調査で「地域の生活で困った時に相談できる窓口を一つも知らない」市民の割合	14.4%	減少
	*包括的な相談窓口で受けた相談のうち、支援につながった割合	—	100%
	*虐待に関する相談のうち、支援につながった割合	100%	100%
1－(2) 支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、わかりやすい情報提供を行います	*福祉関係者等への調査等で「わかりやすい福祉情報の提供や情報発信が進んでいる」と感じる方の割合	—	60%
	*情報の発信手段の種類	4種類	増加
1－(3) それぞれの活動をつなぐ仕組みづくりを支援します	*アンケート調査で「地域に関することは計画・仕組みづくりから事業の実施・運営にいたるまで、住民と行政が対等な立場で参加し協力しながら行う」と考える市民の割合	44.6%	60%
基本目標2 みんなが自分らしく輝ける希望のあふれるまちづくり			
2－(1) 地域福祉への関心や理解を深めます	*アンケート調査で「地域住民間の自主的な支え合い、助け合いについて、必要だと思う」市民の割合	56.2%	70%
	*市内小中学校における人権教育の実施校数	3校	全校
2－(2) 地域福祉活動の担い手づくりを進めます	*アンケート調査で「ボランティア活動に現在参加しており、今後も続けたい」市民の割合	5.5%	5.8%
	*アンケート調査で「1年の間にNPO活動やボランティア活動に参加したことがある」市民の割合	10.0%	15%
	*ボランティアセンター登録団体数	75団体	増加
	*ボランティアセンター個人登録数	1,768人	1,800人

重点施策	目標値や評価項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
基本目標3 みんながお互いに支え合うまちづくり			
3-(1) 地域に根差した支え合いの 仕組みづくりを進めます	*アンケート調査で「地域の方が生活上の困りごとを抱えていることが判明した場合、直接手助けしたい」と考える市民の割合	13.0%	25%
	*アンケート調査で「住んでいる地域で、住民どうしの自主的な支え合い、助け合いができていいる」と考える市民の割合	64.4%	70%
	*ふれあい広場・サロン年間ボランティア活動者数	1,465人	増加
	*ふれあい広場・サロン年間利用者数	3,292人	増加
3-(2) 世代を超えて参加できる地域福祉活動の充実を図ります	*アンケート調査で「自治会など地域のコミュニティ活動に参加している」市民の割合	52.2%	70%
基本目標4 みんなが安心して安全に暮らせるまちづくり			
4-(1) 災害の備えや見守り体制を強化し、安心・安全な地域づくりを進めます	*アンケート調査で、援護が必要な近所の人に対して ①「安否確認の声かけ」が可能な市民の割合。 ②「災害時の手助け」が可能な市民の割合。	①57.9% ②51.8%	①80% ②70%
	*避難行動要支援者名簿掲載率	63.9%	100%
	*見守り活動協力者数	176人	増加
	*自主防災組織数	239組織	増加
	*自主防犯組織数	38組織	増加
4-(2) 自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります	*アンケート調査で、社会福祉協議会の活動について「名前も活動内容もよく知っている」市民の割合	19.7%	35%
	*日常生活自立支援事業の利用者数	8人	増加
	*地域包括支援センターの年間相談件数	3,998件	増加
	*経済的自立により生活保護が廃止となった世帯数	2世帯	増加
4-(3) 権利擁護及び成年後見制度の利用促進に対する支援を進めます	*アンケート調査で、成年後見制度について「よく知っている」市民の割合	14.1%	30%
	*中核機関で受けた相談から申立てにつながった件数	7件	増加
	*法人後見を実施する法人数	1法人	増加
	*成年後見研修会参加者数	35人	増加
	*成年後見利用支援事業利用件数	14件	増加
4-(4) 犯罪をした人等に対する再犯防止の支援を進めます	*アンケート調査で、非行や犯罪をした人たちの立ち直りへの協力意向について、「積極的に協力したい」と「どちらかといえば協力したい」と「協力したいが、理由があって難しい」を合わせた『協力意向のある』市民の割合	51.5%	60%
	*生活困窮者自立支援事業の延べ相談者数	70人	増加

第5章 計画推進のために

1 住民の取組み

日頃からの挨拶や声かけによる交流を通じて、顔見知りの関係を築く等、地域住民の気にかけて関係性が生じ広がっていくこと、また、地域で起こる課題を「我が事」として捉え、地域住民自らが解決に向けて協力し合うことを目指します。

2 地域団体、関係団体、関係機関等の取組み

住民に最も身近な組織である自治会等の地域団体については、住民が地域活動に参加するきっかけづくりとしての役割を担います。

市民の身近な相談相手となり、重要な地域福祉の担い手でもある民生委員・児童委員については、これからも地域住民から寄せられる様々な困りごと等について耳を傾け、支援機関等につなぐ役割を担います。

さらに、ボランティアや住民活動団体等の関係団体については、地域福祉への貢献、地域包括支援センター等の関係機関については、地域や行政との連携を強化することを目指します。

3 市の役割

市は、全庁的な体制のもと、福祉分野をはじめ様々な分野の団体や機関と連携し、協力的体制を図りながら本計画の施策を実施し、地域福祉の推進に努めます。

4 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、地域住民や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体等と連携し、地域福祉の推進に努めます。

5 計画の周知及び普及啓発

市及び社会福祉協議会は、本計画で示した取組みと方向性について、計画の概要版や広報紙、ホームページ等により公表し、市民への周知啓発に取り組みます。

また、より普及を図るため、ホームページ等を通じて、具体的な取組みや活動事例等を紹介します。

6 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、「PDCAサイクル」(Plan=計画)→(Do=実行)→(Check=評価)→(Act=改善)の考え方を基に、中間評価等により実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ図◆

